



南房総市 子ども家庭支援室 ほのぼの
南房総市珠師ヶ谷1289番地13
TEL0470-40-5111 Fax0470-46-4059

南房総市ホームページ
<http://www.city.minamiboso.chiba.jp/>

休日・夜間に急病になったとき

こども急病電話相談（対象年齢：15歳未満）

休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいか、今すぐに受診をしたほうがよいのか迷ったときに、看護師や小児科医が電話で病状をお聞きしながら、アドバイスします。

プッシュ回線の固定電話、
携帯電話からは

#8000

ダイヤル回線、PHSなど
#8000をご利用
できない場合は

043-242-9939

相談時間/毎日 19:00～翌8:00

安房地域の休日救急医療機関の案内

広報みなみぼうそうお知らせ版

または

安房医師会ホームページ

<http://www.awa-ishikai.jp/>

（夜間待機医療機関も掲載されています）

緊急通報

警察「110」 消防「119」 海上「118」

もくじ

妊娠したら P…3

ひとり親の家庭への支援
P…28

出産したら P…4

障害のあるお子さんへの支援
P…34

0歳の赤ちゃん P…6

1～4歳のお子さん P…9

育児や子育てについての相談
P…38

予防接種 P…10



児童虐待について P…41

各種医療費の助成、手当など
P…13

ファミリー・サポート・
センター事業 P…42

あそびの広場 P17

保育所（園）など P…22

安房地域の医療機関
P…45



幼稚園等の入園・小学校入学
P…25

公共施設 P…50



災害に備えて P…51

～妊娠したら～

新しい生命が芽生えました。

きっとドキドキワクワクしながらその日を楽しみにしていることでしょう。

①妊娠届と母子健康手帳の交付 問 子ども家庭支援室 保健係 ☎ 0470-46-3112

妊娠したら、早めに妊娠の届出をしてください。「母子健康手帳」と健康診査受診票などの入った「南房総市母子健康手帳別冊」および「赤ちゃん医療案内手帳」をお渡しします。(要予約) 妊婦のための支援給付金の申請も受け付けます。

届出により、保健師、管理栄養士が妊娠中の生活や健康について相談に応じていますので気軽にご相談ください。

【届 出 先】 子ども教育課 子ども家庭支援室

【必要書類等】 個人番号カード又は通知カードと身元確認書類、印鑑、妊婦さん名義の口座番号の写し

- 【注 意】
- ①市内に転入された妊婦さんは「南房総市母子健康手帳別冊（健康診査受診票など）」の交付手続きが必要です。母子健康手帳・前住所地の受診票をお持ちください。
 - ②市外へ転出された妊婦さんは「南房総市母子健康手帳別冊」は使用できませんので、転出先市町村の窓口にお問い合わせください。
 - ③予約制となりますので、事前に連絡をください。

妊娠届が提出されると必要に応じて、保健師・管理栄養士がご自宅を訪問し、妊婦の健康についてアドバイスをしたり、相談に応じたりします。

②妊婦健康診査

問 子ども家庭支援室 保健係 ☎ 0470-46-3112

「南房総市母子健康手帳別冊」に綴じ込んである「受診票」を健診機関に提出し、受診してください。

妊婦健康診査（14回）は県内の委託医療機関・助産所で受診できます（指定検査項目のみ）。

市の助成額を超える部分は、自己負担となります。

■千葉県外へ里帰り出産を希望される場合

千葉県外の医療機関でも妊婦健康診査受診票を利用できます。受診票を利用する予定がある場合は、1か月前までに受診予定の医療機関を市へお知らせください。

ただし、希望する医療機関によってはご利用できない場合もあります。

この場合、妊婦健康診査費助成金交付申請により、償還払いとなります。

■妊婦健康診査助成金（償還払い）の申請に必要なもの

母子健康手帳、領収書、未使用の受診券、申請者名義の口座がわかるもの、印鑑。

親子きずなの教室（両親学級） 問 子ども家庭支援室 保健係 ☎0470-46-3112

妊婦さんとその家族の方を対象に、すこやかな妊娠生活、出産、安心して育児ができるよう、適切な情報をお知らせします。（要予約）

～出産したら～



お誕生、おめでとうございます。赤ちゃんとの生活が始まりました。
家族で協力しながら子育てしていきましょう。

届出

①出生届

問 市民課 ☎ 0470-33-1051

お子さんが生まれたら、出生日から14日以内に届け出をしてください

- 届 出 先 本籍地、出生地、届出人の所在地のいずれかの市区町村の窓口
※南房総市では、市民課または朝夷行政センター、各地域センターで受け付けています。
- 必要書類等 出生届（出生証明書）、母子健康手帳、届出人の印鑑
- 注 意 出生届の際には、子ども医療費の助成【P14】と児童手当【P16】の手続きもあわせて行ってください。

②出生通知書及び低体重児出生届書 問 子ども家庭支援室 保健係 ☎ 0470-46-3112

赤ちゃんが生まれたら、14日以内に、南房総市母子健康手帳別冊の綴じ込みのハガキ（出生通知書）を子ども家庭支援室に提出してください。この通知に基づき家庭訪問にうかがいます。

- ・ 全てのお子さんが対象です。
- ・ 里帰り先での新生児訪問を希望される方も、出生通知書は南房総市に提出してください。
- ・ 出生体重が2,500g未満の場合、または生後まもなく入院治療などが必要になった赤ちゃんも必ず提出してください。

出生通知書が提出されると保健師がご自宅に訪問します。赤ちゃんや産後のお母さんの健康についてアドバイスをしたり、相談に応じたりします。

制度

出産育児一時金

出産した場合、加入している医療保険から出産育児一時金が支給されます。

※妊娠4か月（12週、85日）以上であれば、死産・流産の場合でも出産育児一時金の対象となります。（医師の証明書が必要）

■支給額（出産児1人につき）

- ①産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合 50万円
- ②未加入の場合 48万8千円

■支払い方法

①直接支払制度を希望する場合

出産育児一時金を、加入している医療保険から病院等の分娩機関に直接支払う制度です。事前に病院等でマイナ保険証または資格確認書を提示して申し込んでください。出産費用が出産育児一時金の支給額より高いときは、その差額分を病院等へ支払うことにより、加入している医療保険に申請する必要はなくなります。

低いときには、その差額分の出産育児一時金を加入している医療保険から受けることができますので、加入している医療保険へ支給申請してください。

＊注意：国民健康保険の加入者で、出産日以前6か月以内に社会保険の被保険者として1年以上加入していた場合には、社会保険から支給を受けることができます。（社会保険から支給された場合、国民健康保険からは支給されません）

②直接支払制度を希望しない場合

従来どおり出産費用を病院等にお支払いのうえ、加入している医療保険に申請をお願いします。

■申請手続

（「直接支払制度を希望しない場合」と「出産費用が出産育児一時金の支給額より低い場合」）

＜南房総市国民健康保険の場合＞

問 保険年金課 ☎ 0470-33-1060

■必要書類等 ①母子健康手帳等出産を証明するもの

②出産費用の領収・明細書

③世帯主の印鑑

④振込口座のわかるもの（原則世帯主名義、それ以外は委任状が必要となります）

※直接支払制度を希望しなかった場合には、代理契約に関する文書（「直接支払い制度に係る代理契約を医療機関等と締結していない旨」記載されたもの）が追加されます。

■申請方法

必要書類などを持参し、保険年金課または、朝夷行政センター・各地域センターへ申請してください。

＜南房総市国民健康保険以外の場合＞

問 医療保険の保険者

申請に必要な書類等は、加入している医療保険により異なります。また、附加給付している場合もありますので、加入している医療保険にお尋ねください。

産前産後期間の国民健康保険税の免除

問 保険年金課 ☎ 0470-33-1060

南房総市国民健康保険被保険者が出産した場合には、出産前後の一定期間の国民健康保険税に係る所得割額と均等割額が免除されます。（産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。）出産予定日の6か月前から届出できます。

■対象となる方 南房総市国民健康保険被保険者の方

■免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民健康保険税から出産被保険者に係る所得割保険税額と均等割保険税額が免除されます。妊娠85日（4か月）以上の死産、流産された方を含みます。

■手続きに必要なもの

- ・国民健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ
 - ・出産予定日を確認することができる書類（出産後に届出を行う場合は、出産日を確認することができる書類）
 - ・単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類
- ※社会保険の方はお勤め先にご確認ください。

産前産後期間の国民年金保険料の免除

問 保険年金課 ☎ 0470-33-1060
木更津年金事務所 ☎ 0438-23-7616

国民年金第1号被保険者が出産した場合には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。なお、産前産後期間として認められた期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は保険料を納めた期間として扱われます。

■対象となる方 平成31年2月1日以降に出産された国民年金第1号被保険者（妊娠85〔4か月〕以上の出産が対象です。※妊娠85日〔4か月〕以上の死産、流産された方を含みます。）

■免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

■手続きに必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
- ・個人番号カード又は通知カード
- ・出産前に申請する場合、母子健康手帳
- ・死産、流産等の方の場合、母子健康手帳や証明書等（死産証明書、死胎埋火葬許可証、医療機関が発行した死産等の証明書）。

～0歳の赤ちゃん～

赤ちゃんは一日一日すくすく成長しています。だんだんと起きている時間も長くなり、寝返りや、はいはいをするなど活発になってきます。

健康診査なども忘れずに受けて、赤ちゃんの成長を見守りましょう。



健康診査など

①先天性代謝異常等検査

生まれつき体の中の酵素の働きが悪いために起こる疾病を早期発見・早期治療するため赤ちゃんが生まれて4～6日目に、足の裏から血液をとって検査します。検査費用は無料（公費負担）ですが、採血料は有料（保護者負担）です。

【受診方法】 県内医療機関で出産する場合は、産科医療機関に備え付けの申込書に記入して、申し込みをしてください。詳しくは、赤ちゃん医療案内手帳をお読みください。

②新生児聴覚検査

問 子ども家庭支援室 保健係 ☎ 0470-46-3112

赤ちゃんが眠っている間に耳のきこえを調べる検査です。生まれてくる赤ちゃんの1,000人に1～2人は、生まれつき難聴を持つとされています。生まれつきの難聴を早いうちに発見し、適切な治療を行うことが赤ちゃんのコミュニケーションやことばの発達にとっても大切です。新生児聴覚検査の費用一部助成を実施しています。

【対象】 ①検査を受ける日の時点で、南房総市内に住民票があるお母さんが出産した生後50日以内の赤ちゃん
②検査を受ける日の時点で、南房総市内に住民票がある生後50日以内の赤ちゃん

【受診方法】 委託医療機関に、南房総市母子健康手帳別冊に綴じ込んである「受診票」を提出してください。

③乳児一般健康診査

問 子ども家庭支援室 保健係 ☎ 0470-46-3112

乳児の健康管理のため、無料の健康診査を実施できます。

【対象】 3～6か月児 9～11か月児

【内容】 問診 身体計測 診察 先天性股関節脱臼検診

【受診方法】 委託医療機関に、南房総市母子健康手帳別冊に綴じ込んである「受診票」を提出してください。

※転入された方で受診票をお持ちでないときは、母子健康手帳と前住所地の受診票を持参して、子ども家庭支援室で手続きをしてください。（要予約）

④4か月・9か月児相談

問 子ども家庭支援室 保健係 ☎ 0470-46-3112

赤ちゃんの发育や発達の節目になる4か月と、離乳食や歯みがき等の悩みが多くなる9か月のお子さんを対象に育児相談を実施します。

【対象】 4か月児相談：生後4か月から生後5か月
9か月児相談：生後9か月から生後10か月

【内容】 計測（身長・体重・頭囲）、個別相談（保健・栄養・歯科）

【受診方法】 対象となるお子さんには事前に通知します



教室

①もぐもぐ教室（離乳食教室）問 子ども家庭支援室 保健係 ☎ 0470-46-3112

6、7か月児をもつ保護者を対象に離乳食についての講話、実演を行います。試食はありませんが食材の大きさや固さ等の確認ができます。対象者には個別通知します。

②にこにこ教室 問 子ども家庭支援室 支援係（ほのほの） ☎ 0470-40-5111

月に1回、生後2か月から1歳までのお子さんが参加できる教室です。
子育てに関する講話や手遊び、親子遊びなどを行います。（要予約）

家庭訪問

①新生児・乳児訪問 問 子ども家庭支援室 保健係 ☎ 0470-46-3112

出産後間もない時期は様々な理由から、子育てに対して、強い不安や孤立感を抱えることがあります。そのようなときに、保健師・管理栄養士がご家庭を訪問して、育児に関する悩みごとなどをお聞きしてアドバイスをします。出生通知書等で連絡がとれない場合、住所地へ直接担当保健師がうかがうことがあります。

②未熟児・低体重出生児訪問 問 子ども家庭支援室 保健係 ☎ 0470-46-3112

出生体重が2,500g未満の赤ちゃんがいるご家庭を保健師が訪問し、健康状態を確認したり、育児についての相談に応じたりしています。

③こんにちは赤ちゃん事業 問 子ども家庭支援室 保健係 ☎ 0470-46-3112

こんにちは赤ちゃん事業訪問員等が、生後4か月までのお子さんがいるご家庭を訪問し、保健サービスの案内をしています。

④産後ケア事業 問 子ども家庭支援室 保健係 ☎ 0470-46-3112

産婦とその赤ちゃんを対象に助産師が家庭訪問しています（要申込、自己負担金あり）。また、施設に通所、宿泊し助産師等のケアを受けられるサービスもあります。



●乳幼児突然死症候群（SIDS）●

乳幼児突然死症候群とは、それまで既往症もなく元気だった乳幼児（原則として1歳未満）が、何の予兆もなく突然死亡する病気です。

予測ができないばかりか、死亡状況調査や解剖検査によってもその原因が未だに解明されていません。

原因が解明されていないSIDSですが、これまでの研究から下記の予防法を心がけることで死亡率が低下することが明らかになっています。

ポイント1 うつぶせ寝は避けましょう。

うつぶせ寝が仰向け寝に比べてSIDSの発症率が高いという研究結果が出ています。

赤ちゃんの顔が見えるよう仰向けで寝かせることは、窒息や誤飲、ケガなどの事故を未然に防ぐためにも有効です。

ポイント2 タバコは絶対にやめましょう。

両親が喫煙する場合にSIDSの発症率が高くなるというデータがあります。

赤ちゃんのそばでは絶対禁煙です。

また妊婦自身の禁煙はもちろん、身近な人の理解を得ることも重要です。

ポイント3 できるだけ母乳で育てましょう。

母乳で育てられている乳児は、人工栄養の乳児と比べてSIDSの発症率が低いという調査結果があります。

人工乳がSIDSを引き起こすものではありませんが、できるだけ母乳育児が望まれます。

●乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）●

乳幼児揺さぶられ症候群とは、まわりから見れば「あんなことをしたら、子どもが危険だ」と誰もが思うほどに激しく、乳幼児が揺さぶられたときに起こる重症の頭部損傷です。

赤ちゃんの世話をするのは、やりがいがありわくわくすることですが、赤ちゃんがいつまでも泣きやみそうにないとき、子育てというのはとてもつらいものです。

そのため、親やその他の養育者が自制心を失ってしまい、赤ちゃんを何とか泣きやませようとして揺さぶることがあります。

子どもを叩いたり、殴ったりすることの危険性なら、たいていの人が知っていますが、赤ちゃんを揺さぶることもまた、とても危険なことなのです。

何をしてても赤ちゃんが泣き続けるなら…

- ・深呼吸をして10数えましょう。
- ・安全なところに赤ちゃんを仰向けに寝かせ、部屋を出て気持ちを落ち着かせましょう。（5～10分ごとに呼吸状態を確認してください）
- ・心を落ち着けるために、誰かに話ができるといいです。

～1～4歳のお子さん～



1～2 歳ごろのおさんは、心身ともにますます発達していく時期です。

体を動かすきっかけや他の子どもたちと接する機会をつくって、運動やコミュニケーションの経験を増やし、意欲を育てあげましょう。

3歳ぐらいのおさんは、体がある程度思いどおりに動かせるようになり、できることがどんどん増えてくると、自分で何でもやりたがるようになります。自分でやりたい意欲を尊重し、さりげなく援助しながら自分でできた達成感をもてるよう関わっていきましょう。

健康診査

☎ 子ども家庭支援室 保健係 ☎ 0470-46-3112

① 1歳6か月児健康診査

1歳6か月ごろは、むし歯の予防や生活習慣の自立についても大切な時です。

そこで、集団による内科・歯科健診、身体計測を行うほか、ことば・親子関係・育児などの相談にも応じます。対象のご家庭には、個別通知します。

「南房総市子どもサポート手帳」を全員に配布します。乳幼児期から成人期までの、教育、子育てに活用できます。

② 2歳児歯科健康診査

2～3歳までのお子さんを対象とした歯科健康診査です。

この年齢は新しい奥歯が生えてくる時期です。また、自我の芽ばえなど心の成長にも大切な時期です。

歯科健診、身体計測、歯みがき指導を行うほか、お子さんの発育発達・育児や食事などの相談にも応じます。対象のご家庭には個別通知します。

③ 3歳児健康診査

3～4歳までのお子さんを対象とした健康診査です。

集団による内科・歯科健診、身体計測、尿検査、視聴覚検査、屈折検査を行うほか、ことば・親子関係・育児などの相談にも応じます。対象のご家庭には個別通知します。

※転入などで健康診査の通知が届かない場合は、子ども家庭支援室までお問い合わせください。

教室

☎ 子ども家庭支援室 支援係（ほのぼの） ☎ 0470-40-5111

にこにこ教室

1歳から4歳までのおさんが参加できる年齢別の教室です。

年齢にあわせたさまざまな遊びを行います。（要予約）

子育ての仲間を見つけに来ませんか？

初めての子育ては、ささいなことでも不安になってしまうもの。

そんなとき、同じように子育てを頑張る仲間がいると心強いですね。

ぜひ一度、子育て支援施設「ほのぼの」に遊びに来てみてください。

たくさんのおさんが集まるので、自然と交流の輪が広がります。

年齢別の教室も開催しているので、同じ年のお子さん同士で遊べるのも魅力です。

ママもパパもお子さんも、みんなで友達を増やして子育てを楽しみましょう！



～予防接種～

☎ 子ども家庭支援室 保健係 ☎ 0470-46-3112

赤ちゃんがお母さんからもらった免疫は数か月すると徐々に自然に失われていきます。子どもは発育とともに外出の機会が多くなり、感染症にかかる可能性も高くなります。予防接種の目的は、それぞれの感染症ごとに病気になるのを防いだり、かかったとしても症状が軽くなるようにしたりすることです。

予防接種について正しく理解し、お子さんの健康管理に役立ててください。

予防接種の種類

予防接種には「定期接種」と「任意接種」があります。

【定期接種】 予防接種法に定められている予防接種です。法律で決められた年齢内であれば原則無料で受けられます。（P11・12表参照）

【任意接種】 個人の意思で受けるもので費用は有料となり、料金は医療機関によって異なります。おたふくかぜ、インフルエンザは任意接種です。

予防接種の受け方

【定期接種】 原則、市から該当年齢になる前に個人通知しています。（通知時期はP11・12表参照）なお、予診票は使用する時まで大切に保管してください。すべて医療機関での個別接種です。実施医療機関一覧は通知に同封します。里帰りや療養等で市外の医療機関で予防接種を希望される場合や、長期にわたる重篤な疾患等のため、定期接種を受けられない場合には、子ども家庭支援室へ連絡してください。

【任意接種】 かかりつけ医に相談してください。

予防接種スケジュールを立てるポイント

○接種ができる時期になったら、なるべく早く受けましょう。

○次の接種までの日数の間隔を確認しましょう。

○同じ種類のワクチンを複数回接種する場合には、それぞれ定められた間隔があるので、誤らないように注意しましょう。

○違う種類のワクチンを接種する場合の間隔

ワクチンの種類 (接種ワクチン⇒次に接種するワクチン)	接種間隔
注射生ワクチン ⇒ 注射生ワクチン	接種翌日から27日以上
注射生ワクチン ⇒ 不活化ワクチン	制限なし
不活化ワクチン ⇒ 注射生ワクチン	
不活化ワクチン ⇒ 異なる種類の不活化ワクチン	

※生ワクチンとは、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、水痘、おたふくかぜなど
不活化ワクチンとは、5種混合、日本脳炎などです。

予防接種法の改正により、令和2年10月1日から種類の違うワクチンの接種間隔について改正がありました。接種間隔の制限の一部が緩和され、今後は注射の生ワクチン

予防接種を受ける前のチェックポイント

- お子さんの体調は普段と変わりありませんか？迷ったときは、かかりつけ医に相談しましょう。
- 受ける予防接種の必要性や効果、副反応などを理解していますか？
- 予診票への記入は済ませましたか？（体温と保護者のサインは医療機関で記入します。）
- 脱ぎ着させやすい服装ですか？
- 母子健康手帳、予診票、本人住所が確認できるもののほか、財布、おむつ、着がえ、飲み物などのおでかけセットを用意してありますか？

予防接種健康被害救済制度について

定期接種によって重篤な健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

また、任意接種による場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法により受けることができます。

詳しくは予防接種を受けた医師または子ども家庭支援室へ相談してください。

南房総市に転入された方へ

お子さんの予防接種歴を子ども家庭支援室へ連絡してください。確認して必要な予診票を送ります。

その他

予防接種法の改正により、接種方法や対象者などが変更になる場合があります。変更があった場合は、市のホームページのほか「広報みなみぼうそう」でお知らせします。

定期予防接種 <令和8年>

予防接種名		市が実施する 接種対象年齢	接種 回数	望ましい接種の進め方	通知時間
ロ タ ウ イ ル ス 感 染 症	ロタリックス	出生6週0日後から 24週0日後まで	2回	・初回接種は生後2か月から14週6日まで ・生後2か月から出生24週0日後までに接種 ・27日以上の間隔をおいて2回接種	生後 1か月頃
	ロタテック	出生6週0日後から 出生32週0日後ま で	3回	・初回接種は生後2か月から14週6日まで ・生後2か月から出生32週0日後までに接種 ・27日以上の間隔をおいて3回接種	
B型肝炎		1歳未満	3回	生後2か月になったら、27日以上の間隔 で2回接種し、3回目からは1回目から 139日(20週)以上あけて接種	生後 1か月頃
ヒブ		2か月～5歳未満 【初回接種開始 年齢:生後2か月 ～7か月未満】 (※1)	4回	初回:27日～56日の間隔で3回 (初回の2回目および3回目の接種は1歳未満に行 うこととし、それを越えた場合は行わないこと。この 場合の追加接種は、初回接種終了後27日以上の間 隔をおいて1回接種) 追加:初回3回終了後7か月～13か月で1回接種	生後 1か月頃
小児用 肺炎球菌		2か月～5歳未満 (※1) 【初回接種開始年 齢:生後2か月～7 か月未満】(※1)	4回	初回:27日以上の間隔で3回 (初回の2回目が1歳を超えた場合3回目は行わな いこと。また初回3回目は2歳未満までに行うことと し、それを越えた場合は行わないこと。この場合の 追加接種は、初回接種終了後60日以上の間隔を おいて1回接種) 追加:初回3回終了後60日以上かつ生後1歳～1歳 3か月未満に1回接種	生後 1か月頃

5種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ ヒブ		生後2か月～7歳6か月未 満		4回	初回：生後2か月から生後7か月に至るまで開 始し20日～56日の間隔で3回 追加：初回3回終了後6か月～18か月で1回		生後 1か月頃
BCG		1歳未満		1回	生後5か月～生後8か月未満に接種		生後 1か月頃
麻しん 風しん 混合		1期	1歳～2歳未満	1回	1歳になったら、できるだけ早期に1回接種		生後 11か月
		2期	小学校就学前1 年間	1回	4月～6月に1回接種		就学前の 年度初め
水痘		1歳～3歳未満		2回	初回：1歳～1歳3か月未満に1回接種 追加：初回終了後6か月～1年で1回接種		生後 11か月
日本 脳炎	通常	1期 (※2)	3歳～7歳6か月 未満	3回	初回：6日～28日までの間隔で2回接種 追加：初回終了後概ね1年後に1回接種		2歳 11か月
		2期	9歳～13歳未満	1回	9歳～10歳未満に1回接種		8歳 11か月
	特 例 対 象 者 (※3)	1期	20歳未満	3回	1期接種を逃した残りの回数		希望者
		2期	20歳未満	1回	1期終了後6日以上の間隔をおいて接種で きるが、1期終了後概ね5年の間隔で1回 接種することが望ましいと言われている		希望者
2種混合 ジフテリア 破傷風		11歳～13歳未満		1回	小学6年生に1回接種		小学6年 の年度初 め
ヒトパピロー マウイルス 感染症 (子宮頸がん)		小学6年生～高校1年生 相当の女子(※4)		2回	シルガード9	2回目：1回目(15歳未 満)の接種から6か月 (1回目が15歳以上、9 価以外の場合は3回、1 回目から5か月未満で2 回目を接種した場合は3 回)	
				3回	シルガード9	2回目：1回目から2か月 3回目：1回目から6か月 (3回目は2回目から3か 月以上あける。)	
RS ウイルス 感染症		妊娠28週から37週に至る までの者		1回	妊娠毎に妊娠28週から37週に至るまでの者		

- ※1 接種開始年齢によって、接種回数・間隔が異なりますので生後7か月を過ぎてしまった場合は子ども家庭支援室へ相談してください。
- ※2 日本脳炎1期の標準的な接種期間は3歳からとされていますが、希望があれば生後6か月から定期接種として受けることができます。3歳未満で接種を希望される場合は、必要な予診票を送りますので子ども家庭支援室へ連絡してください。
- ※3 特例対象者：平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれのお子さん。日本脳炎の積極的勧奨の差し控えの影響を受けたため、20歳まで日本脳炎の予防接種を定期接種として受けられます。接種を希望される場合は、必要な予診票を送りますので子ども家庭支援室へ連絡してください。

～各種医療費の助成、手当など～

マイナンバーを利用することで、各種手当、医療費助成制度の手続きで必要な書類が一部省略可能となります。

医療費の助成など

① 子ども医療費の助成 ☎ 0470-46-2936

0歳から高校3年生相当年齢までの子どもの医療費の一部を保健診療の範囲内で助成します。保護者負担額（300円）を除いては、医療費の自己負担額を支払うことなく受診できます。

また、同一医療機関における同一月の受診は、入院11日または通院6回以降無料となります。

■自己負担額

助成対象		0歳～高校3年生相当	
助成区分		通院・入院・調剤	
保護者 自己負担額	市民税所得割課税世帯	通院 1回300円 入院 1日300円 調剤 無料	
	市民税非課税世帯・ 均等割のみ課税世帯	通院 } 入院 } 調剤 }	無料
自己負担額の 月額上限	同一医療機関における同一月の受診は、入院11日または通院6回以降無料となります		

ただし、高額療養費に該当した場合、高額療養費相当額の支払いを求められる場合があります

保育所、幼稚園、学校でのケガは日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先されるため本制度は使えません。助成券を使わず支払い、その後所属を通して給付金の申請を行います。

■受給券の申請

制度の利用には、「受給券」が必要です。交付申請の手続きをしてください。

■受給券の申請に必要なもの

- ①子どもの医療費助成受給券交付申請書（申請場所で配布）
- ②子どもの健康保険の資格確認書等（出生等により資格確認書等が未交付の場合は保護者の資格確認書等）
- ③保護者の同意書（1月1日現在、他市町村に住民登録があった場合）
- ④個人番号カードまたは通知カードと身分確認書類

■申請場所

子ども教育課、市民課または朝夷行政センター、各地域センター

※受診の時には「子ども医療費助成受給券」と「健康保険の資格確認書等」をお忘れなく
千葉県内の医療機関で受診されるときは、子ども医療費助成受給券と健康保険の資格確認書等を、病院や薬局の窓口で提示してください。

受給券を忘れたり、県外の医療機関等で受診したりした場合には、いったん、医療機関等の窓口で医療費の自己負担額をお支払いいただき、後日、申請場所に「子ども医療費助成金の申請」をしてください。

なお、医療費を支払った日の翌日から起算して2年を経過すると助成できなくなりますのでご注意ください。

■子ども医療費助成金の申請に必要なもの

子ども医療費助成受給券と健康保険の資格確認書等、医療点数のわかる領収書、保護者名義の銀行口座のわかるもの。

※自己負担額の月額上限適用にあたり、受診日数の確認に同一医療機関で受診した1か月分全ての領収書の提出が必要となりますので、領収書の保管をお願いします。

※高額療養費に該当する場合は、事前に子ども教育課にご確認ください。

※こんなときは、お届けください

- ・子どもや保護者の住所・氏名が変わった場合
- ・加入している健康保険が変わった場合
- ・受給券を紛失または破損した場合

②小児慢性特定疾病医療費の助成

問 安房保健所（安房健康福祉センター）

☎ 0470-22-4511

指定の小児慢性特定疾病がある児童を対象に、保険診療の範囲内で、自己負担限度額を除いて特定疾病に係る医療費を助成します。

③未熟児養育医療給付

問 子ども教育課 児童福祉係 ☎ 0470-46-2936

出生体重が2,000g以下または身体発育が未熟なまま出生し、医師が、入院養育が必要と認めた乳児を対象に、保険診療の範囲内で、自己負担額を除いた医療費を支給します。

④自立支援医療(育成医療)の支給

問 社会福祉課 ☎ 0470-36-1151

18歳未満の身体に障害のある児童で、障害を除去・軽減する効果が期待できる手術などの治療を行う際に、自己負担が原則1割で受信できます。

⑤自立支援医療(精神通院医療)

問 社会福祉課 ☎ 0470-36-1151

精神疾患により継続した通院医療が必要であることが認められた場合に、医療機関および薬局での自己負担金が1割で受診できます。

⑥不育症検査費用助成事業(県助成事業)

問 千葉県健康福祉部児童家庭課母子保健班

☎ 043-223-2332

詳細については、千葉県健康福祉部児童家庭課母子保健班にお問い合わせください。

⑦南房総市不育症治療費の助成

問 子ども家庭支援室 保健係 ☎ 0470-46-3112

医師から不育症と診断され、医療機関において治療や検査を受ける方の経済的負担を軽減するため、医療費の助成制度を設けています。

手当

児童手当

問 子ども教育課 児童福祉係 ☎0470-46-2936

児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを応援することを目的としています。

■支給対象となる児童

高校生相当年齢まで（１８歳に達した日以後の最初の３月３１日まで）の児童で国内に住所を有するもの

※海外留学中の場合も一定の要件に該当すれば対象

■支給対象者

南房総市に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- ・支給対象となる児童を監護し、かつ生計を同じくする父または母のうち、生計を維持する程度の高い方

※単身赴任の場合を除き、児童と同居している方が優先的に受給することがあります。

- ・父母が養育していない児童を監護し、同居する養育者
- ・未成年後見人や父母指定者（父母が国外にいる場合）
- ・施設入所等児童の施設の設置者、または里親

■支給額

児童の年齢		児童手当の額（１人あたり月額）
３歳未満	第１子、２子	１５,０００円
	第３子以降	３０,０００円
３歳～１８歳到達後 最初の３月３１日まで	第１子、２子	１０,０００円
	第３子以降	３０,０００円

※支給対象児童とは、０歳から１８歳到達後最初の３月３１日までの児童です。

※算定対象児童とは、１８歳到達後最初の３月３１日から２２歳到達後最初の３月３１日までの児童で、親等に経済的負担のある子のことをいいます。

※第３子以降とは、支給対象児童及び算定対象児童のうち、年齢が上の子から数えて３番目以降のことをいいます。

■多子加算（第３子以降増額）について

令和６年１０月から、算定対象児童を含めて合計人数が３人以上の場合、申請をすることで、多子加算の適用を受けることができます。

なお、１８歳到達後最初の３月３１日を迎え、支給対象児童から算定対象児童へ変わる場合、４月１６日までに申請をしない場合、４月から算定対象児童として扱われなくなりますので御注意ください。

■支給時期

原則として、毎年４月、６月、８月、１０月、１２月、２月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

支払日は各支給月の１０日です（１０日が土・日・祝日の場合は前営業日となります）。

■手続きの方法

①はじめに行うこと

【認定請求】

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したりしたときは、市の窓口（公務員の場合は勤務先）に「認定請求書」の提出が必要です。

市の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。

【認定請求に必要な添付書類】

- ・申請者の健康保険の資格確認書等（南房総市の国民健康保険加入者は不要）
 - ・申請者名義の金融機関の通帳
 - ・個人番号カードまたは通知カードと身元確認書類
- ※その他、状況により提出していただく書類があります。

②続けて手当を受ける場合

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

【現況届の提出が必要な方】

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

※現況届は毎年6月の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※現況届の必要な方から提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

③申請内容に変更が生じた場合

次に該当する場合は、速やか（15日以内）に届出をしてください。

1. 出生等により、養育する児童の数が増えたとき
2. 受給者または、児童が市外に住所を変更したとき
3. 市内で住所を変更したとき
4. 氏名が変更したとき
5. 受給者の死亡、結婚等で児童の養育者が変更したとき
6. 受給者の加入する年金が変わったとき（公務員になったときを含む）
7. 手当の振込口座を変更したいとき

その他の支援

交通遺児への支援

交通事故などにより親や親に代わる者を失った児童に対し、各種手当、見舞金、奨学金制度などがあります。詳しくは、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

- | | | | |
|----------------|---|-----|---------------|
| ・交通災害共済（加入者のみ） | 問 | 市民課 | ☎0470-33-1051 |
| ・財団法人交通遺児育英会 | 問 | | ☎03-3556-0771 |
| ・交通遺児育成資金 | 問 | | ☎03-5212-4511 |
| ・あしなが育英会 | 問 | | ☎03-3221-0888 |



～あそびの広場～

①にこにこひろば 問 子ども家庭支援室 支援係(ほのぼの) ☎ 0470-40-5111

たくさんの親子が集まり、いっしょに遊べるふれあいの場です。「にこにこひろば」には、子どもたちが遊ぶおもちゃがたくさんあります。乳児専用の遊びのスペースや授乳室もありますので、赤ちゃんと一緒に遊びに来てください。

「にこにこひろば」では、絵本の読みがたりやリズム遊びなども行っていますので、ぜひ、参加してください。

【対 象】 幼稚園就園前までのお子さんと保護者

【利用時間】 火～土曜日 9:30～16:00

※月曜日、日曜日、祝日、年末年始は
お休みです。

【利用方法】 予約は、いりません。

【場 所】 子育て支援施設ほのぼの



●子育ての悩みをお聞きます●

お子さんの食事・睡眠・トイレ・友達づくりなど、さまざまな不安や悩みなどについてスタッフが相談に応じます。

②園庭開放(出張ひろば) 問 子ども家庭支援室 支援係(ほのぼの) ☎ 0470-40-5111

子ども家庭支援室ほのぼののスタッフが南房総市内の各子ども園に出向き、親子の交流の場を提供しています。

【対 象】 幼稚園就園前までのお子さんと保護者

【利用方法】 予約はいりません。日程や場所は「ほのぼのだより」や「チーパス・スマイル」からご確認ください。

※詳しくは、ほのぼのの職員にお問い合わせください。

③保育所(園)地域活動 問 各保育所(園)へお問い合わせください。

地域に開かれた保育所(園)づくりを進めるため、在宅の保護者や子どもたちとの交流の機会を設けたり、育児講座の開催などを行ったりしています。活動日時など、詳しくは各保育所(園)にお問い合わせください。

④公民館等

地域住民のための生涯学習の場です。下記の公民館等には図書室もありますので、お子さんと一緒にお気軽においでください。

*休 館 日 年末年始

名 称	図書室利用時間	電話番号
とみうら元気倶楽部	午前9時～午後5時	0470-33-3411
富山岩井コミュニティセンター	午前9時～午後5時	0470-57-3590
三芳農村環境改善センター	午前9時～午後5時	0470-36-4114

白浜コミュニティセンター	午前9時～午後5時	0470-29-7770
丸山公民館	午前9時～午後5時	0470-46-4031
和田コミュニティセンター	午前9時～午後5時	0470-47-3111

⑤図書館

問 南房総市図書館 ☎ 0470-40-1120

乳幼児の時期から、お父さんやお母さんに絵本を読んでもらい、楽しいひとときを過ごすことは、豊かな心を育みます。図書館には、たくさんの絵本があり、貸し出しを行っています。

また、ボランティアによる「絵本の読み聞かせ」も行っていますので、ぜひ、親子でご来館ください。

■図書館 利用案内

【開 館 時 間】 月～日曜日 午前9時～午後5時（毎週水曜日は午後7時）

【休 館 日】 年末年始（12/29～1/3）

【本の貸し出し】 1人10冊まで、期間は14日間です。

※図書館と各地区コミセン等の図書室の蔵書検索用パソコンや家のパソコンからインターネット予約ができます。予約をする場合には「パスワード」が必要になりますので、受付で申し込んでください。

●図書館カードのつくりかた●

本を借りるときは、図書館カードが必要です。「図書館カード」をつくるときには、交付申込書（図書館・各地区コミセン等で申請書）に記入して、住所と生年月日の確認ができるもの（免許証、マイナンバーカード等）といっしょにカウンターにお持ちください。

■夢がいっぱい！「絵本の読み聞かせ」

各地区で子どもたちをお話の世界へいざなう「絵本の読み聞かせ」を行っています。

日時は変更する場合がありますので、広報みなみぼうそう、市のHPで確認するか、図書館へお問い合わせください。

地区	日 時	会 場	実施者
富 浦	毎月第2 日曜日 午前11時00分～午前11時30分	とみうら元気倶楽部 ☎0470-33-3411	とみうら 「絵本だいすきの会」
富 山	毎月第3 土曜日 午前10時30分～午前11時30分	富山岩井コミュニティセンター ☎0470-57-3590	おはなしだいすき 「あひるの会」
三 芳	毎月第3 土曜日 午前10時00分～午前11時30分	三芳農村環境改善センター ☎0470-36-4114	絵本はともだち 「おはなしのたね」
千 倉	毎月第2 土曜日 午前10時00分～午前11時30分	南房総市図書館 ☎0470-40-1120	千倉おはなし会 「しおまねぎ」
丸 山	毎月第3 土曜日 午前10時30分～午前11時30分	子育て支援施設 ほのぼの ☎0470-40-5111	絵本おはなし会
和 田	毎月第2 土曜日 午前10時00分～午前11時00分	和田地域福祉センター 「やすらぎ」 ☎0470-47-3390	読み聞かせ教室 和田

⑥びわっこガーデン遊び場開放 富浦地域づくり協議会「さざなみ」 0470-33-3412

富浦地域づくり協議会「さざなみ」では、子どもからお年寄りまで、世代を超えて集える健やかで活気あるまちづくりを目的に活動しています。その活動の一環として「びわっこガーデン遊び場開放」を開催しています。

びわっこガーデン遊び場開放では、シャボン玉遊びや電動乗用カーなどで遊ぶことができます。

また、スイカ割り、焼きイモ、豆まきなど、季節に合わせたイベントも開催しています。小さなお子さんから参加できますので、ぜひお越しください。

【会 場】 富浦中央児童遊園（旧富浦幼稚園）
（第2日曜日は、とみうら元気倶楽部）

【日 時】 毎月第1と第4日曜日の午前10時～12時まで

※第2日曜日の11時から11時30分までは、絵本の読み聞かせが行われます。

【対 象】 小学校低学年以下のお子さんとその保護者

⑦千葉県大房岬自然公園

 大房岬自然公園  0470-33-4551

大きなマテバシイの木々、芝生の園地、きれいな貝殻がたくさん漂着する海岸など、豊かな緑と真っ青な海で囲まれた岬です。園内にはビジターセンターやキャンプ場、展望塔が点在しており、広大な芝生で思いっきり駆けまわったり、園内を散策したり、四季折々お楽しみいただけます。

小さなお子様がいいらっしゃるご家族連れでも安心してご利用いただけますので、自然たっぷりの森と海に是非お越しください。

また、年間を通し親子で参加いただけるイベントもご用意しております。

詳しくはお電話・メールもしくはホームページ、Facebookページ「野遊び倶楽部」をご覧ください。



広場の大きなマテバシイの下ではピクニックがおすすめです。



海岸でお気に入りの貝殻を探してみよう！

あそびの広場マップ

施設名称	所在地・電話番号	内容
①子育て支援施設 「ほのぼの」	南房総市 珠師ヶ谷1289番地13 0470-40-5111	にこにこひろば 火曜日～土曜日 9:30～16:00 園庭開放に伴う子育て相談 日程は「ほのぼのだより」や 「チーパス・スマイル」をご覧ください。 本の貸し出し 毎月第4金曜日11:00～12:00 (変更日あり)

②とみうら元気倶楽部	南房総市 富浦町原岡88番地2 0470-33-3411	本の貸し出し 年末年始以外 9:00~17:00 絵本の読み聞かせ 毎月第2日曜日 11:00~11:30
③なみはらくジラパーク	南房総市和田町下三原 360番地1 0470-46-2962	遊具やアスレチック、休憩場所が充実し ており大人から子どもまで、さらにドッ グランも併設されているためワンちゃん 連れの方々もたくさんの方が楽しめる公 園です。
④和田地域福祉センター 「やすらぎ」	南房総市 和田町松田828番地 0470-47-3390	絵本の読み聞かせ 毎月第2土曜日 10:00~11:00
⑤三芳 農村環境改善センター	南房総市 谷向109番地1 0470-36-4114	本の貸し出し 年末年始以外 9:00~17:00 絵本の読み聞かせ 毎月第3金曜日 10:00~12:00
⑥南房総市交流複合施設 「いこっと」 南房総市図書館	南房総市 千倉町忽戸250番地1 0470-44-4301 0470-40-1120	本の貸し出し 月曜日~日曜日 9:00~17:00 水曜日 9:00~19:00 絵本の読み聞かせ 毎月第2土曜日 10:30~11:15
⑦富山岩井 コミュニティセンター	南房総市 久枝327番地 0470-57-3590	本の貸し出し 年末年始以外 9:00~17:00 絵本の読み聞かせ 毎月第3土曜日 10:30~11:30
⑧白浜 コミュニティセンター	南房総市 白浜町白浜14955番地 0470-29-7770	本の貸し出し 年末年始以外 9:00~17:00
⑨丸山公民館	南房総市 岩糸2489番地 0470-46-4031	本の貸し出し 年末年始以外 9:00~17:00 絵本の読み聞かせ 毎月第3土曜日 10:00~11:00
⑩和田 コミュニティセンター	南房総市 和田町仁我浦206番地 0470-47-3111	本の貸し出し 年末年始以外 9:00~17:00
⑪千葉県大房岬自然公園	南房総市富浦町 多田良1212番地29 0470-33-4551	各種アウトドア・自然体験イベント 詳しくはお問い合わせください。
⑫道の駅ちくろ潮風王国	南房総市千倉町 千田1051番地 0470-43-1811	広い芝生で、かけっこ、ボール遊びなど ができ、千田海岸で磯遊びもできます。



ふれあい遊びを楽しもう！

ねんねの頃

＜ キック遊び ＞

足の裏を優しく手の平で押すと、赤ちゃんが押し返してきます。キックキックとかけ声をかけてみて。

＜ おつむてんてん ＞

赤ちゃんの手を持って「おつむてんてん」と手遊びしましょう。無理に引っ張るのはNG。

おすわりの頃



＜ いないないばあ ＞

物陰から出て来たり、顔にガーゼやハンカチをかぶせたりとバリエーションをいろいろ変えて、長く楽しめる遊びです。

＜ 肩車でおうち探検 ＞

背中をしっかりと支えてあげて。肩車で目線が高くなり、普段見えない風景に、赤ちゃんは大喜びです。※家の中では高さや幅に注意



はいはい・たっちの頃

＜ トンネルくぐり ＞

トンネルを高くしたり低くしたり、声をかけてあげると楽しさがアップします。



＜ 追いかっこ ＞

「まてまて～」と声をかけて追いかけてみて。捕まえたら「こちょこちょ」も楽しいです。

あんよの頃

＜ ボール遊び ＞

まだ真下に落としたり、思いもよらない方向へ投げたりしますが、拾って渡し、繰り返すことを楽しみます。



＜ 両足でジャンプ ＞

低い段差で両手をつなぎ、かけ声をかけて両足で跳びます。



人気のパパ遊び

＜ 高い高い ＞

高い高いは、パパの活躍の場です。

＜ 飛行機 ＞

空中でユラユラ揺らす飛行機。お馬さんなど乗り物系は人気です。※揺らしすぎはNG。





～保育所（園）など～

保育所（園）・認定こども園

① 保育所（園）・認定こども園

☎ 子育て教育課 ☎0470-46-2966

保護者が昼間に仕事や病気などの理由で保育を必要とする場合に市立保育所5か所、私立保育園3か所および認定こども園1か所でお子さんをお預かりします。

【対象児童】 生後57日目から小学校入学前まで。

【入所要件】 保護者が就労・病気・障害・介護・出産などの理由によりお子さんを家庭で保育することができないこと。

【利用時間】 市立保育所：月～金曜日

保育標準時間：午前7時15分～午後6時15分（11時間以内）

保育短時間：午前8時15分～午後4時15分（8時間以内）

土曜日：午前7時15分～午後0時

私立保育園：保育園により開所時間が異なりますので詳細については各保育園へお問い合わせください。

【実施事業】 乳児保育、育児相談は、すべての保育所（園）で行っています。

保育所地域活動事業は、すべての市立保育所で行っています。

■市立保育所

名称	場所	電話番号
南房総市立富浦保育所	南房総市富浦町深名710番地1	0470-33-4581
南房総市立富山保育所	南房総市合戸22番地1	0470-57-3335
南房総市立三芳保育所	南房総市明石20番地	0470-29-5611
南房総市立千倉保育所	南房総市千倉町南朝夷1400番地	0470-44-0703
南房総市立嶺南保育所	南房総市沓見2705番地	0470-46-2002

■私立保育園・認定こども園

名称	場所	電話番号
白鳩保育園	南房総市竹内180番地	0470-57-2173
白浜東部保育園	南房総市白浜町白浜7098番地	0470-38-2174
ゆうひが丘保育園	南房総市千倉町北朝夷1859番地1	0470-44-1988
幼保連携型認定こども園 こどもの森	南房総市白浜町白浜2224番地	0470-38-2140

●保育所の保育料の納付には、口座振替のご利用を…●

保育料の納付には口座振替が便利です。口座振替は毎月末日（金融機関が休業の場合は、その翌営業日）銀行口座などから自動的に引き落とされ、納め忘れありません。

各保育所（園）に備え付けてあります「口座振替依頼書」をご利用の上、必要事項を記入して各金融機関で手続きをお願いします。

②保育所（園）等のいろいろなサービス 問子ども教育課 ☎0470-46-2966

○障害児保育

心身に障害のあるお子さん（ただし、集団での保育が可能で日々通所できること）が保護者の就労などにより、保育を必要とする場合にお預かりします。

○一時的保育

保育所の定員に余裕があるとき、パートや急病・家族の介護・冠婚葬祭等の用事で、一時的に子どもを家庭で見ることが困難となった場合などに利用できます。対象児童は保育所の入所対象とならない就学前の児童とします。

- 【利用限度】 ・ 0歳児及び1歳児…月最大6日まで
・ 2歳児から就学前の児童…月最大12日まで

- 【利用時間】 月～金曜日 午前8時15分～午後4時15分まで
土曜日 午前8時15分～午後0時
※いずれも祝日及び年末年始は除く

- 【利用料金】 給食費として、日額300円
※利用限度・利用時間・利用料金は、市立保育所で預ける時のものです。
私立保育園は、各園で違いますのでお問い合わせください。

- 【実施施設】 <市立> 富浦保育所、富山保育所、三芳保育所、千倉保育所、嶺南保育所
<私立> 白鳩保育園、幼保連携型認定こども園こどもの森、ゆうひが丘保育園

- 【申込方法】 希望する施設に、事前にお問い合わせいただき申し込みください。

対象保育所利用者負担額 南房総市特定教育・保育施設の利用者負担額に関する規則

満3歳未満保育認定に係る利用者負担額表

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層	定義	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する保育の必要量の認定区分	
		標準時間	短時間
第1階層	生活保護法に基づく被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付受給世帯	0	0
第2階層	第1階層を除き、前年度分又は当該年度分の市町村民税課税額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0
第3階層		所得割48,600円未満	9,000
第4階層		所得割48,600円以上97,000円未満	15,000
第5階層		所得割97,000円以上169,000円未満	22,000
第6階層		所得割169,000円以上301,000円未満	30,000
第7階層		所得割301,000円以上397,000円未満	40,000
第8階層		所得割397,000円以上	52,000

病児・病後児保育

問 子ども教育課 ☎ 0470-46-2966

普段、保育園などに通園していたり家庭で保育していたりするお子さんが、病気の治療中や回復期で安静を必要とする場合に、保育園などの集団保育や家庭での保育ができない期間、一時的にお子さんをお預かりします。

※感染症の場合は、お預かりできない場合もあります。（詳細については各施設にお問い合わせください。）

【対 象】 市内在住または市内の保育所（園）・幼稚園などに通っている乳児（生後57日以上）から小学校6年生までのお子さんを持つ家庭。
※受入れについては、お子さんの病状などにより医師が判断します。

【利用施設】 ①そらまめ

七浦診療所内 ☎ 28-4538

利用時間：午前8時～午後6時

利用料金：1日1,000円（昼食、おやつ注文可380円～）

利用期間：原則として連続7日以内

休 日：金曜日、日曜日、祝祭日、年末年始、診療所休診日

利用定員：1日あたり6人 ※事情により当日変動あり

※一般感染症、ケガやインフルエンザも対応可

②わんわんクラブ

勝山クリニック内 ☎ 55-2138 予約専用ダイヤル ☎ 55-4510

利用時間：午前8時～午後5時30分（但し土曜日は午後2時まで）

利用料金：1日800円（昼食、おやつ含みます）

利用時間：原則として連続7日以内

休 日：日曜日、祝祭日、年末年始勝山クリニック休診日

利用定員：1日あたり6人 ※事情により当日変動あり

③こがめちゃん

亀田ファミリークリニック館山内 ☎ 20-5520 予約ダイヤル☎ 20-5580

利用時間：午前8時～午後5時

利用料金：1日2,000円（昼食持参、おやつ実費）

利用期間：原則として連続7日以内

休 日：日曜日、祝祭日、年末年始

利用定員：1日あたり6人 ※事情により当日変動あり

【申込方法】 次の順序でお申し込みください。

①各施設で事前登録

※原則、事前登録制ですが、ご利用当日の登録もできます。

②電話で利用予約

③当日、予約した施設に申請書を提出（緊急の場合はご相談ください）

【登録用紙】 各クリニックにおいてあります。



～幼稚園等の入園・小学校入学～

① 幼稚園・認定こども園への入園 問 子ども教育課 ☎ 0470-46-2966

市内には、幼稚園が6か所、認定こども園が1か所【下表】あります。

■市立幼稚園

名称	場所	電話番号
南房総市立富浦幼稚園	南房総市富浦町深名710番地1	0470-33-4581
南房総市立富山幼稚園	南房総市合戸22番地1	0470-57-3335
南房総市立三芳幼稚園	南房総市明石20番地	0470-29-5611
南房総市立白浜幼稚園	南房総市白浜町白浜3061番地	0470-38-2149
南房総市立千倉幼稚園	南房総市千倉町南朝夷1400番地	0470-44-0703
南房総市立嶺南幼稚園	南房総市沓見2705番地	0470-46-2002

■認定こども園

名称	場所	電話番号
幼保連携型認定こども園 こどもの森	南房総市白浜町白浜2224番地	0470-38-2140

②預かり保育室

問 子ども教育課 ☎ 0470-46-2966

働いている保護者等の家庭を支援し、子どもたちの降園後や幼稚園の休み期間中の生活の安全と健全育成を図る場所です。

多くの友達と指導者とともに、遊びを中心として保護者がお迎えにくるまで過ごします。

○預かり保育室への入室

市内には、預かり保育室が6か所あります。市立幼稚園の幼児（入園予定者を含む）を対象に、入室申込みを受け付けています。

■利用時間

月～金（朝） 午前7時15分～午前8時30分

（夕） 降園後～午後6時15分

（長期休業中）午前7時15分～午後6時15分

■預かり保育料

保育の必要性の確認を受けた場合、保育料は無料です。それ以外の方は、1日450円で利用できます。（月8日まで）

■実施場所一覧

名称	場所	電話番号
富浦預かり保育室	南房総市富浦町深名710番地 富浦幼稚園内	0470-29-5141
富山預かり保育室	南房総市合戸22番地1 富山幼稚園内	0470-29-5554
三芳預かり保育室	南房総市明石20番地 三芳幼稚園内	0470-29-5383
白浜預かり保育室	南房総市白浜町白浜3061番地 白浜幼稚園内	0470-38-2149
千倉預かり保育室	南房総市千倉町南朝夷1400番地 千倉幼稚園内	0470-44-2388
嶺南預かり保育室	南房総市沓見2705番地 嶺南幼稚園内	0470-46-2002 070-5453-5366

③小学校への入学

問 子ども教育課 ☎ 0470-46-2966

小学校へ入学する児童の保護者に対して、教育委員会から入学すべき学校を指定する「入学通知書」をお送りします。

次の場合は子ども教育課までご連絡ください。

- ①「入学通知書」が届かなかったとき
- ②「入学通知書」に変更がある場合
- ③「入学通知書」を受け取った後に転居、転出するとき
- ④「入学通知書」の記載内容に誤りがあるとき
- ⑤国立、私立の学校に入学するとき
- ⑥心身に障害のある場合や病弱なため、入学先を変更または延期したいとき

窓口	場所	電話番号
南房総市立富浦小学校	南房総市富浦町原岡931番地	0470-33-2053
南房総市立富山小学校	南房総市合戸22番地1	0470-57-2038
南房総市立三芳小学校	南房総市谷向150番地1	0470-36-2013
南房総市立白浜小学校	南房総市白浜町白浜3061番地	0470-38-2023
南房総市立千倉小学校	南房総市千倉町瀬戸1616番地	0470-44-0137
南房総市立嶺南小学校	南房総市沓見2705番地	0470-46-2004

■転入・転出・転居するとき

- ①市内に転入したときは、前の学校で発行した「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」を教育委員会が指定する学校へお持ちください。
- ②市外へ転出するときは、市民課または朝夷行政センター、各地域センターで交付された「転出証明書」と、在学している学校で発行した「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」を持参して、転入する市区町村で手続きをしてください。

④学童保育所（クラブ）

問 子ども教育課 ☎ 0470-46-2966

昼間保護者のいない家庭の幼稚園児及び小学校児童に適切な遊び場と生活の場を与え、保育します。

■保育時間（公設）

小学校放課後から午後6時15分まで。

※長期休業の日は、午前7時15分から午後6時15分まで。

※民設の学童につきましては、直接お問い合わせください。

■実施場所一覧

名称（公設）	場所	電話番号
富浦学童保育所	南房総市富浦町原岡 931 番地 富浦小学校内	090-7225-5510
富山学童保育所	南房総市合戸 22 番地 1 富山小中一貫校内	080-8702-7101
三芳学童保育所	南房総市谷向150番地1	080-8713-7135
千倉学童保育所	南房総市千倉町瀬戸1616番地 千倉小学校内	090-3210-1834

嶺南学童保育所	南房総市沓見 2705 番地嶺南小学校内	0470-46-2112
名称（民設）	場所	電話番号
岩井学童保育所	南房総市竹内 180 番地 白鳩保育園内	0470-57-2173
幼保連携型認定 こども園 こどもの森	南房総市白浜町白浜 2224 番地	0470-38-2140
白浜東部保育園	南総市白浜町白浜7098番地	0470-38-2174
ゆうひが丘 保育園	南房総市千倉町北朝夷 1859 番地 1	0470-44-1988





～ひとり親の家庭への支援～

医療費の助成・手当など

①児童扶養手当

問 子ども教育課 児童福祉係 ☎ 0470-46-2936

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を育成している家庭（ひとり親家庭など）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

■対象

次の条件にあてはまる18歳に達する日以後の3月31日までの児童（心身に基準以上の障害がある20歳未満の児童を含む）を監護している父または母、または父母にかかわってその児童を養育している人が対象です。

- ①父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度（労働不能な身体で常時介護を必要とする程度の障害）の障害にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧未婚の母の児童
- ⑨その他、生まれたときの事情が不明である児童

◆ただし、上記に該当しても次のような場合は、手当は支給されません。

①児童が

- (1) 日本国内に住所がないとき
- (2) 児童福祉施設に入所しているとき、または里親に委託されているとき
- (3) 父または母の配偶者（事実婚も含む）に養育されているとき（父または母が重度の障害者の場合を除く）

※事実婚とは、社会通念上、当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係（頻繁な定期的訪問かつ、定期的な生計費の補助など）が存在することをいいます。

②父母または養育者が

- (1) 日本国内に住所がないとき
- (2) 平成15年4月1日現在、既に支給要件に該当してから5年が経過して手当の請求をしていないとき

■支給月額（下表参照）

※令和8年4月以降

対象児童数	全部支給のとき	一部支給のとき
子どもが1人の場合	48,050 円	※48,040 円～11,340 円
子ども2人目以降の加算額 (1人につき)	11,350 円	※11,340 円～ 5,680 円

※所得に応じて決定されます。

※公的年金等を受給しているときは、所定の算出方法で計算された手当額と年金等の額との差額を支給します。

※令和6年11月より第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になっています。

■所得制限限度額

受給者の前年の所得が下表の限度額以上ある場合、その年の11月分から翌年の10月分までの手当は全部または一部停止となります。また、扶養義務者（同居している父母や兄弟姉妹など）や配偶者などの前年の所得が下表の限度額以上ある場合は支給されません。

所得制限 限度額			
扶養親族等の人数	受給者（孤児などの養育者以外）		扶養義務者・配偶者 孤児などの養育者
	全部支給	一部支給	
0人	690,000	2,080,000	2,360,000
1人	1,070,000	2,460,000	2,740,000
2人	1,450,000	2,840,000	3,120,000
3人	1,830,000	3,220,000	3,500,000
4人	2,210,000	3,600,000	3,880,000
5人	2,590,000	3,980,000	4,260,000
※所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある者についての限度額は、上記の額に次の額を加算した額です。 1 受給者の場合は、①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円 ②特定扶養親族1人につき15万円 2 扶養義務者、配偶者および孤児などの養育者の場合は、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円			

■申請に必要なもの

- ①請求者、児童の戸籍謄本
- ②請求者、児童の健康保険の資格確認書等
- ③請求者の年金手帳
- ④請求者名義の銀行口座がわかるもの
- ⑤アパート（借家）の契約書の写し（アパート（借家）に住んでいる場合）
- ⑥公的年金等の支給額がわかるもの（公的年金等を受給している場合）
- ⑦個人番号カード又は通知カードと身元確認書類
- ⑧印鑑
- ⑨その他（申請時の状況により提出が必要な場合）

※その他（申請時の状況により異なりますので、事前にご相談ください。）

■支払時期

原則として、奇数月（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に年6回、各支払い月の11日（土曜日・日曜日・祝日の場合は前営業日となります）に、それぞれの前月分までを支給します。

■申請場所

子ども教育課 ※事前にご連絡ください。

②JR定期乗車券の割引

問 子ども教育課 児童福祉係 ☎ 0470-46-2936

児童扶養手当を受けている方およびその家族の方が、旅客鉄道会社（JR）の通勤定期乗車券を購入するときに料金が3割引になります。まずはお問い合わせください。

■**申込方法** 児童扶養手当証書、写真（4×3 cm）、印鑑を持参して、子ども教育課へ事前にご連絡ください。

③ひとり親家庭等医療費等の助成

問 子ども教育課 児童福祉係 ☎ 0470-46-2936

ひとり親家庭などの経済的負担を軽減するため、医療費の一部を保険診療の範囲内で助成します。

■助成の対象

18歳に達する日以降の3月31日までの児童（心身に基準以上の障害があり20歳未満の児童を含む）と、その児童を監護している父または母、父母に代わりその児童を養育しているひとり養育者で、以下の条件を満たす方

- ①市内に住民登録がある
- ②児童扶養手当と同様の所得制限限度額以内
- ③健康保険制度の被保険者及び被扶養者

■自己負担額

健康保険適用となる医療費のうち、自己負担額を除いた額が助成されます。

助成区分	通院・入院・調剤		
受給者 自己負担額	市民税所得割課税世帯	通院 入院 調剤	1回300円 1日300円 無料
	市民税非課税世帯・ 均等割のみ課税世帯	通院 入院 調剤	無料

■資格の認定申請に必要なもの

- ①申請者と児童の健康保険の資格確認書等
- ②申請者名義の銀行口座がわかるもの
- ③申請者と児童のマイナンバーが確認できるもの
- ④家庭状況を証明できるもの（児童扶養手当証書、1か月以内に取得した申請者と児童の戸籍謄本、遺族基礎年金証書など、必要な場合）
- ⑤印鑑

■申請場所

子ども教育課 ※事前にご連絡ください

※資格が認定されると「ひとり親家庭等医療費等助成受給券」が交付されます。

※受診の時には「ひとり親家庭等医療費等助成受給券」と「健康保険の資格確認書等」をお忘れなく

千葉県内の医療機関を受診されるときは、受給券と健康保険の資格確認書等を医療機関の窓口で提示してください。

受給券を忘れたり、県外の医療機関を受診したりした場合には、窓口でいったん医療費の自己負担額をお支払いいただき、後日、申請場所に「ひとり親家庭等医療費等助成金」の申請をしてください。

■ひとり親医療費助成金の申請に必要なもの

給付申請書、医療点数のわかる領収書、受給券、健康保険の資格確認書等、申請者名義の銀行口座が分かるもの

※受給資格認定日からの医療費が助成対象となります。なお、資格認定後の医療費であっても、医療費等を支払った月の属する月の翌月の初日から2年を経過すると、助成できなくなりますので、ご注意ください。

※助成金の支払時期は、申請した月の翌々月の月末までです。

給付金・生活資金の貸付け

①母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業 問 子ども教育課 児童福祉係 0470-46-2936

母子家庭の母、及び父子家庭の父の自立の促進を図るため、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合に受講料の一部を支給します。

■支給対象となる方

市内にお住まいの児童（20歳の誕生日の前日まで）を監護している母子家庭の母、又は父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方。

- ①母子・父子自立支援プログラム等の策定を受けている方
- ②講座を受講することが、適職に就くために必要であると認められる方
- ③過去に同じ給付金を受けたことのない方

■対象講座について

- ①雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座（一般・特定一般・専門実践）
- ②就業に結びつく可能性の高い講座で、国が定めるもの
- ③その他、市長が地域の実情に応じて認める講座

■支給額

受講料の6割相当額（①及び②）

- ①一般又は特定一般教育訓練の指定講座を受講する場合は、上限20万円
- ②専門実践教育訓練指定講座を受講する場合は、修業年数×上限40万円
- ③専門実践教育訓練指定講座を受講後、1年以内に就業した場合は、教育訓練費の25%を追加支給

※①、②、③いずれの場合も、1万2千円を超えない場合は対象となりません。なお雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる場合は、差し引いた額を支給する。

■手続きについて

<事前相談>

- ①受講前に母子・父子自立支援員に連絡をください。
- ②定期的な面談により、自立に向けた計画を策定します。
（生活状況 自立目標 資格取得後の就労等について伺います。）

- ③対象講座指定申請書提出・決定

※指定講座決定後に講座申し込みとなりますので、早めにご相談ください。受講後の申請はお受けできません。

<修了後の申請>

講座修了後30日以内に給付金支給申請の手続きを行ってください。

②高等職業訓練促進給付金等支給事業 問子ども教育課 児童福祉係 ☎ 0470-46-2936

就業又は育児と修業の両立が困難なひとり親の方が養成機関において一定期間のカリキュラムを修業するために通学する期間、生活の負担軽減を図るため訓練促進費等を支給します。

■対象資格

就職の際に有利となるものであって、かつ法令の定めにより養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、市長が地域の実情に応じて定めたもの（例：看護師、介護福祉士、保育士等）。

■支給額・支給期間

①訓練促進費

- ・月額100,000円（市町村民税非課税世帯）・月額70,500円（市町村民税課税世帯）
- ＊ただし、養成機関における課程修了までの期間の最後の12か月については、
- ・月額140,000円（市町村民税非課税世帯）・月額110,500円（市町村民税課税世帯）

②支給期間

- ・修業する期間に相当する期間（上限4年）

③修了支援給付金

- ・対象資格に係るカリキュラムの修了日以降に支給する。
- ・市町村民税非課税世帯 50,000円 市町村民税課税世帯 25,000円

■手続きについて

事前に相談を受けて状況を把握し、審査決定します。

＊詳細は母子・父子自立支援員に確認してください。

■対象者

市内にお住いの児童（20歳の誕生日が属する月まで）を監護している母子家庭の母または父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方

- ①児童扶養手当の支給を受けている方または同様の所得水準にある方（所得水準を超えた場合も、その後1年に限り対象とする）。
- ②養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込める方
- ③就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ④過去に訓練給付金を受給していないこと

③母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 問子ども教育課 児童福祉係 ☎ 0470-46-2936

母子家庭および父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉向上を推進することを目的として、修学資金をはじめとした12種類の資金からなる貸付制度です。

■貸付資金

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、結婚資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金

※貸付対象、限度額、償還期間などの貸付条件については、お問い合わせください。

相談

母子・父子自立支援員兼女性相談支援員 問 子ども教育課 児童福祉係 ☎ 0470-46-2936

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭（母子・父子家庭等）の皆さんが抱えているさまざまな悩み事の相談相手となり、問題解決のお手伝いやアドバイスをしています。女性相談支援員は、日常生活又は社会生活を営む上で困難を抱えている女性の相談を受け付けています。相談は無料で、秘密は厳守します。

■相談内容

- ①離婚前の悩み、養育費取得や取り決め方法に関する相談
- ②配偶者との死別や離婚後のひとり親家庭の生活に関する相談
- ③利用できる各種手当、制度についての案内や手続きについて
- ④子どもの高校・大学等の修学費用やひとり親家庭の母又は父の技能習得費用、その他貸付に関する相談
- ⑤生活困窮、就職活動に関する相談
- ⑥配偶者からの暴力に関する相談など

相談時間	相談先
午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	丸山分庁舎 子ども教育課 児童福祉係

※事前に電話で相談日を予約の上、窓口へお越しください。電話での相談も受け付けています。

その他

南房総市ひとり親福祉会 問 南房総市ひとり親福祉会(南房総市社会福祉協議会内)

同じような境遇にある母子家庭の母・父子家庭の父や寡婦の方が、自主的に集まって設立した団体です。

母子家庭等の福祉向上に向け、情報提供や相互に励ましあうことを目的に、様々な活動を行っています。

会員は随時、募集しています。



～障害のあるお子さんへの支援～



各種障害手帳

☎ 社会福祉課 ☎ 0470-36-1151

障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があり、いずれも各種福祉制度を利用するために必要です。

①身体障害者手帳

上肢、下肢、体幹、目、耳、言語、心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、膀胱・直腸、小腸または免疫などに障害があるため日常生活に著しく制限を受けている人で、身体障害者福祉法の規定による指定医の作成した診断書によって、都道府県で審査し、障害認定を受けた人に交付されます。

②療育手帳

児童相談所において知能測定値、社会性、基本的生活などの年齢に応じた障害の程度を総合判定し交付されます。

③精神障害者保健福祉手帳

精神疾患（機能障害）の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的に判定し、都道府県で審査し障害認定を受けた人に交付されます。

手当・医療費助成

☎ 社会福祉課 ☎ 0470-36-1151

①障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の在宅障害児に手当を支給します。

②特別児童扶養手当

精神や身体に重度または中度の障害がある20歳未満の児童を育てている父、母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給します。

③重度心身障害者（児）医療費等支給

重度心身障害者の方が医療機関を受診した場合、一定の自己負担金と保険外分（入院の場合は食事療養費など）のみ支払えば、保険診療分と自己負担金の差額は県と市から医療機関に支払う助成制度です。南房総市にお住まいの方で、医療保険に加入しており、身体障害者手帳1級または2級、療育手帳㉔、㉔の1、㉔の2、Aの1、Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級の障害がある方が対象です。

※世帯の市町村民税（所得割）が23万5千円以上の場合は対象外となります。ただし、医療保険の多数該当の場合、自立支援医療における「重度かつ継続」に該当（腎臓機能障害、精神疾患等）する場合は、対象となります。

※子ども医療費の受給券をお持ちの方は、重度心身障害者（児）医療費等助成の受給券の交付はできません。

相談

①障害者（児）の相談支援（南房総市障害者基幹相談支援センター三芳野）

☎ 社会福祉法人三芳野会 ☎ 0470-36-4888

障害者および障害児の保護者などからの相談に応じ必要な情報の提供、助言、各種の障害福祉サービスの紹介や利用支援、権利擁護の援助等を行います。

②障害児等療育支援事業所

問 ふる里学舎和田浦 ☎ 0470-40-7227

障害児等に対し、訪問や外来により、身近な地域で円滑に療育指導等が受けられるよう相談支援を行います。南房総市内の障害児等療育相談事業所は、ふる里学舎和田浦になります。

③千葉県発達障害者支援センターCAS（きゃす） ☎ 043-227-8557

問 千葉県発達障害者支援センターCAS（千葉市中央区中央2-9-8千葉広小路ビル601号室）

自閉スペクトラム症、限局性学習症、注意欠如・多動症など、発達障害の専門機関です。相談に応じたり、就労の支援をしたりするなど、発達障害の方ご本人とご家族が、安心して地域で暮らしていけるよう、お手伝いします。

④中核地域生活支援センターひだまり 問 中核地域生活支援センターひだまり ☎ 0470-28-5667

子どもや障害者、高齢者といった枠を取り払い、一人ひとりの状況にあった福祉の総合相談や、虐待などの緊急時に権利擁護を行います。

施設でおこなうサービス 問 社会福祉課 ☎ 0470-36-1151

①放課後等デイサービス事業

学校に在学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供、また社会との交流の促進など学校教育と相まって障害児の自立・促進を支援します。詳細はお問い合わせください。

②児童発達支援事業

心身等に障害のある就学前児童を対象に通所利用の障害児支援のほか、地域の障害児・その家族を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練などを行います。詳細はお問い合わせください。

③日中一時支援事業

日中、障害者および障害児を南房総市が指定する施設で預かり、日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息等ができるように支援します。

日中において監護するものがないため、一時的に見守り等の支援が必要と市が認めた方が対象です。

詳細はお問い合わせください。

※①または②のご利用について、平成25年4月から障害者手帳の有無に関わらず、障害者の範囲に難病が追加されましたので対象疾患の分かる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証など）をお持ちのうえ、社会福祉課へご相談ください。

給付・修理 問 社会福祉課 ☎ 0470-36-1151

①障害者（児）日常生活用具等給付

身体障害者（児）に対して日常生活上の困難を改善し、自立支援および社会参加の促進を図るため、日常生活用具を給付または貸与します。身体障害者手帳等の障害名と程度および年齢等により給付品目の要件が決められています。また、難病等と診断された場合、該当となる場合があります。

購入後の申請は助成の対象にはなりませんので、まずはお問い合わせください。

②障害者（児）補装具の交付と修理

身体障害者（児）の失われた身体機能の補完または代償するための用具（補装具）を交付し、身体障害児にあっては、将来社会人として独立自活するための素地を育成・助長することを目的に給付します。他の法律に基づく給付が受けられる人は、他法による給付が優先されます。また、難病等と診断された場合、該当となる場合があります。

購入後の申請は助成の対象にはなりませんので、まずはお問い合わせください。

③難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付の対象にならない程度の聴力に障害のある18歳未満の児童に対し、補聴器購入費の一部を助成することにより、言語訓練および生活適応訓練の促進を図ります。

■支給対象となる方

市内に住所のある18歳未満の児童で、次の全てに該当する方

- ①身体障害者手帳の交付の対象にならない人
- ②原則として、両耳の聴力レベルがそれぞれ30dB以上の人
- ③補聴器を使用することにより言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断した人

■所得制限

本人とその保護者の世帯の中で一定所得以上の人がいる場合には支給対象外となります。一定所得以上とは、本人または世帯員のうち、市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合です。

■助成額

基準額の3分の2を助成します。＊補聴器の種類により基準額が異なります。

■手続きについて

申請書に必要書類（医師の意見書・見積書など）を添付し提出します。

＊必要書類についてはお問い合わせください。

購入後の申請は助成の対象にはなりませんので、まずはお問い合わせください。

身体障害者（児）の失われた身体機能の補完または代償するための用具（補装具）を交付し、身体障害児にあっては、将来社会人として独立自活するための素地を育成・助長することを目的に給付します。他法による給付が優先されます。また、難病等と診断された場合、該当となる場合があります。

購入後の申請は助成の対象にはなりませんので、まずはお問い合わせください。

●「障害福祉制度のご案内」●

市では障害のある方、障害のあるお子さんが利用できる制度について紹介する冊子「障害福祉制度のご案内」を配布しています。

配布場所：社会福祉課、市民課および朝夷行政センター、各地域センター

その他

NPO法人たからばこ

☎ 南房総市本郷736-2

自閉症スペクトラムやADHD、学習障がいなどの発達障がいやその他の気になる特性を持つ子どもたちの抱える困難と彼らの世界の素晴らしさを多くの方々に広め、彼らが自分らしく伸びやかに生きられる地域社会を作るための活動をしています。その他、下記の事業も展開しています。

- オープンスペース「ほっとカフェ」200円（1ドリンクつき）
第2第4金曜日 10:00～12:00
どなたでも参加できます！
- 出張親子遊びと座談会（不定期）
- 発達障がいに関する勉強会、講演会など

【連絡先】 NPO法人たからばこ

メール takarabako@cronos.ocn.ne.jp

お子さんの発達が気になる方は一人で悩まずお気軽にご連絡ください。

【ホームページ】 <https://takarabako1.wixsite.com/oursite>

※活動の内容は令和5年4月1日現在のものです。変更になる場合もあります。詳しい日程については、HPをご確認ください。



～育児や子育てについての相談～

一人で抱えこまずに、いつでもご相談ください。



子どもに関する相談

①育児相談

問 子ども家庭支援室 保健係 ☎ 0470-46-3112
子ども家庭支援室 支援係（ほのぼの） ☎ 0470-40-5111

育児に関して分からないことがあったり、不安を感じたりしたときにお話をうかがい、保健師や保育士、管理栄養士が適切なアドバイスをします。電話や面接での相談に随時応じています。お気軽にご相談ください。

②栄養相談

問 子ども家庭支援室 保健係 ☎ 0470-46-3112

妊産婦・乳幼児の食生活について、管理栄養士が相談に応じます。

③幼児相談

問 子ども家庭支援室 支援係（ほのぼの） ☎ 0470-40-5111

お子さんを育てにくい、発達が心配など、保護者の方の悩みや不安に対して、月1回、公認心理師が相談に応じます。（要予約）

④ことばの相談

問 子ども家庭支援室 支援係（ほのぼの） ☎ 0470-40-5111

月1回、安房特別支援学校館山響分校の先生によることばの相談を行います。ことばのことで心配なことがあったら、一度相談してください。（要予約）

⑤思春期相談

問 安房保健所（安房健康福祉センター） ☎ 0470-22-4511

不登校、いじめ、人間関係など思春期の悩みを抱える本人や家族、関係者の相談に臨床心理士・臨床発達心理士が応じます。（要予約）

⑥子育て相談

問 子ども家庭支援センターオレンジ ☎ 0470-28-4288

子育てに関する様々な相談に応じています。親子関係を良くし、子育てのストレスを軽減させるプログラム「オレンジプログラム」や「リズムとお話の森」「学習会」「子ども食堂」などを開催し、子育て家庭を応援しています。

養育についての相談

①教育相談

問 子ども家庭支援室 支援係 ☎ 0470-46-2957

0歳から18歳までの子どものことに関する相談全般に応じます。不登校、学校生活、性格、習慣、家族関係、知能、ことばの遅れ、家出や夜遊び、子育ての困りごと、児童虐待など、どんなことでもお話を伺います。

センター職員が直接かわかることはもちろんですが、市の保健福祉部や親や子どもを支援する民間の機関・病院・児童相談所等との連携や、専門機関の紹介も行っています。

発達や教育相談を専門とする者、保健師、児童福祉司、教育職経験者が相談に応じます。

不登校のお子さんへの学習支援や自立支援も行っています。

相談日	相談時間
月曜日～金曜日（祝日を除く）	午前8時30分～午後5時15分

②民生委員

■民生委員・児童委員

お住まいの地域で、児童・妊産婦・母子家庭などの福祉に関する悩みごとについて、親身になって相談に応じます。

☎ 社会福祉課 ☎ 0470-36-1151

■主任児童委員

子ども教育課児童福祉係 ☎ 0470-46-2936
学校や児童相談所などと連携して、いじめや児童虐待、育児など児童福祉に関する事項を専門的に担当し、区域を担当する民生委員・児童委員の活動に協力します。民生委員・児童委員とともに皆さんの相談役・支え役となります。

*①～②の相談は無料で相談についての秘密など厳守します。来所でも電話でも、お気軽にご相談ください。

発育発達支援の教室

①きらりんくらぶ

☎ 子ども家庭支援室 支援係（ほのぼの） ☎ 0470-40-5111

小学校就学前までのお子さんを対象に毎週月曜日（祝日の場合はお休み）に少人数での遊びを通して、お子さんの持っている力（個性）を伸ばし、保護者の方とともに成長を見守っていきます。

お子さんの発達について気になることがある方は、子ども家庭支援室ほのぼのまでご連絡ください。

必要に応じて、個別専門機関（専門相談員）につなげることもできます。詳細はお問い合わせください。

②ぱれっと

☎ 子ども家庭支援室 支援係 ☎ 0470-46-2957

小学生・中学生を対象に、放課後の時間を活用し、学習の方法や集団生活の困難を克服するためのトレーニングを実施しています。ソーシャルスキルトレーニングをはじめとする教育プログラムや自立活動、遊び等の体験や社会性を身に着けるためのトレーニングです。

お子さんの下校時刻に合わせてスクールバスで学校まで迎えに行き、18時15分まではお子さんをお預かりします。学校や医療と連携し、保護者の方とともに、お子さんの発達特性に合わせた対応の仕方考えます。

お子さんの発達で気になることがある方は、発達相談「ぱれっと」へお電話ください。

電話相談

①子どもの誤飲事故が起きてしまったら

（財）日本中毒情報センター

大阪中毒110番 ☎ 072-727-2499（24時間 365日対応）

つくば中毒110番 ☎ 029-852-9999（午前9時～午後9時 365日対応）

タバコ専用電話 ☎ 072-726-9922（テープによる情報提供 24時間365日対応）

■問い合わせにあたって

電話での情報提供には、正しく状況を伝えることが必要です。

- ・お子さんの名前、年齢、性別、体重
- ・連絡者の電話番号
- ・発生状況（量、摂取経路、発生時刻）
- ・何を飲み込んだのか
- ・お子さんの状況

※異物誤飲（プラスチック、石、ビー玉等）や食中毒、常用量での医薬品の副作用についての相談は応じていません

赤ちゃんが「はいはい」「つたい歩き」をするようになると、なんでも口に入れるようになります。お家の中には危険がいっぱい。親が目を離した「ほんのちょっとのすき」に誤飲がおりやすくなります。洗剤、医薬品、化粧品、乾燥剤、園芸用品など、お子さんの手の届かないところにしまっておきましょう。

②小児救急電話相談

☎ #8000

休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか、病院に行ったほうがよいのか迷ったときに、全国同一短縮番号（#8000）をプッシュすることにより、お住まいの都道府県の相談窓口へ自動転送され、小児科医師・看護師から症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院などのアドバイスが受けられます。

※ダイヤル回線の固定電話、携帯電話からは☎ 043-242-9939

■午後7時～翌朝8時 365日対応

③ダイヤル相談 ママ・パパライン千葉

☎ 043-204-9390

乳児や幼児をもつママ、パパの子育ての悩みや不安な気持ちを電話でお聴きします。名前、住所はお聞きしません。

■毎週金曜日 午前10時～午後4時 NPO法人子ども劇場千葉県センター

④千葉県アレルギー相談センター

☎ 043-223-2677

アレルギー性疾患についてお気軽にご相談ください。相談は医師（予約制）、看護師などが電話でお受けします。

■月・水・金（祝祭日を除く）午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

■ホームページ <http://www.pref.chiba.jp/sc/2677>

⑤千葉県女性サポートセンター

☎ 043-206-8002

女性が抱えるさまざまな悩みや心配事について電話や面接をお受けしています。

夫や恋人からの暴力、夫婦間の悩み、家庭のこと、生活のこと、自分らしく生きたいなど。相談は無料で、相談についての秘密は厳守します。

■24時間 365日対応

⑥24時間子どもSOSダイヤル

☎ 0570-0-78310（なやみ言おう）

いじめやその他の子供のSOS全般に悩む子供や保護者等が、いつでも相談できます。

■24時間 365日対応

～児童虐待について～



子どもの泣き声や叫び声が聞こえると「虐待されているのかな？」と心配になります。児童虐待には、大きく4つのタイプがあります。

たとえ、保護者はしつけのつもりであっても、子どもにとって、体罰やひどい言葉は虐待です。

虐待とは……

- ①身体的虐待 なぐる、ける、たばこの火を押し付ける、縄などにより拘束するなど
- ②心理的虐待 言葉によるおどし、無視、きょうだい間の差別、子どもの目の前でDV（夫婦間の暴力）など
- ③ネグレクト 家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、病気なのに病院に連れて行かない、同居人による虐待を放置するなど
- ④性的虐待 性的ないたずらをする、子どもへ性的行為を強要する、ポルノグラフィの被写体にするなど

しつけと虐待の違い

親にとって、たとえ愛情のあるしつけのつもりでも、親の行為に子どもが嫌な思いをしているのであれば、それは虐待です。

虐待は、子どもにいろいろな影響をもたらします。未然に防ぐことが大事ですが、虐待されている子どもを早期に発見し、早期に対応することが重要です。

子どもの気持ちを最優先に考えていきましょう。

虐待かな？と思われる子どもがいた時の連絡は…

児童虐待は、子どもに対する重大な権利侵害であり、また身近に起こり得ることです。

ひとりで育児に悩んでいるお母さんや虐待を受けているのかなと思われるお子さんと出会ったら、「大丈夫？何か困っていることがあるの？」と温かい言葉をかけてあげてください。

また、虐待を防ぎ子どもを守るためには、早めの対応が必要です。

「虐待かな？」と感じたら、ためらわずに電話で相談、または連絡をしてください。

相談や連絡した方の秘密は守られます。

■相談・連絡先

子ども家庭支援室 支援係 ☎ 0470-46-2957 または

児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189（イチハヤク） ☎ 0570-064-000

※お住まいの地域の児童相談所にお電話をおつなぎします。

●子どもを虐待から守るための5か条●

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）→『通告は義務』
- ②「しつけのつもり……」は言い訳 →『子どもの立場で判断』
- ③ひとりで抱え込まない →『あなたの立場でできることから即実行』
- ④親の立場より子どもの立場 →『子どもの命と心が最優先』
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる →『特別なことではない』

～ファミリー・サポート・センター事業～

☎ 子ども家庭支援室 支援係（ほのほの） ☎ 0470-40-5111

ファミリー・サポート事業とは？

南房総市ファミリー・サポート・センターにおいて、市内の育児の援助を行いたい者および育児の援助を受けたい者を会員として、会員相互の援助活動を支援する事業とする。

例：保育所（園）・幼稚園の送り迎え、保護者の通院等

センターの会員

※対象者は市内に住所があるものとする。

①提供会員

育児の援助を行う者

心身ともに健康な者であって、センターの実施する研修を受講していること。

②依頼会員

育児の援助を受ける者

原則として生後3か月以上小学校6年生以下の児童を養育していること。

③両方会員

育児の援助を行い、かつ、育児の援助を受ける者

①、②のいずれにも該当すること。

入会手続き

- ・センターの会員になろうとする者は、入会申込書を提出する。（初回利用の場合は事前打ち合わせがあり、提供会員との日程調整が必要なため、受けようとする日の2週間前には提出する）
- ・入会を承認したときは会員として登録し、申込者に対してファミリー・サポート・センター会員証を交付する。
- ・入会申込書に変更が生じた時は、会員登録変更届けを提出する。
- ・会員を辞めようとするときは退会届を提出し、会員証その他指示された書類をセンターに返還しなければならない。

※入会手続き可能日時

火曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分

必要な書類 入会申込書 印鑑 自宅周辺の地図

6か月以内のお子さんの写真2枚（縦4cm×横3cm）

（顔がわかればスナップ写真でもよい）

援助活動の内容

- ①保育所、幼稚園、小学校、学童保育等（以下「保育施設」という）の保育時間の開始、もしくは終了後、または保育施設等の休日等に児童を預かること。
- ②保育施設への児童の送迎を行うこと。
- ③冠婚葬祭、他の児童の学校行事、その他の事由により外出する場合に児童を預かること。
- ④依頼会員宅で実施する場合は、家事支援を含むことは可。（内容は要相談）
- ⑤援助活動は、会員の自宅・子育て支援施設ほのほの（ひろば実施時間）・校庭・園庭（開放期間）において行うものとする。
- ⑥市長が必要と認める援助活動。

援助時間

- ・午前6時から午後10時までの間で育児の援助が必要な時間とする。
- ・ただし、特別な事情がある場合は、会員相互の合意のもと、援助時間を変更する事ができる。（事前にセンターに連絡）
- ・児童の宿泊を伴う援助活動は、原則行わない。
- ・援助活動の時間は、1回の援助につき最低1時間とし、以後30分を単位とする。

援助の申し込み等

- ・入会申し込み登録完了後、援助を必要とする会員は提供会員との事前打ち合わせがあるため、援助を必要とする日の2カ月前から10日前までの間にセンターに申し込みをする。
- ・援助を受ける会員、援助を行う会員、アドバイザーの三者による事前打ち合わせを行い、援助活動の内容について協議し、確認する。
- ・保育施設への送迎の際は、依頼会員は保育施設へ知らせておくと共に、会員証を提示する。提供会員も会員証を提示し援助活動を行う。

※依頼会員の希望に答えられない場合もある。

援助活動の報酬等

援助活動を受けた者は、育児の援助を行った者に対し、基準に従い、報酬および実費を払わなければならない。

■報酬に関する基準

- ①月曜日から金曜日までの日（休日を除く）の午前7時から午後7時までの時間は、1時間あたり700円とする。
- ②上記の日時以外の時間は、1時間900円とする。
- ③1回の援助時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
- ④援助時間を延長したときは、延長時間が30分以下の場合は規定額の半額とし、30分を超え1時間までの場合は1時間の額とする。
- ⑤同一世帯の複数の子どもを1人の会員が同時に援助活動を行う場合の2人目以降の子どもにかかる報酬は、規定額の半額とする。

■実費に関する基準

- ①食事代、おやつ等は、援助を受ける会員が実費を負担する。援助を受ける会員が特定の物を希望する場合は、自ら用意する。
※ミルク、離乳食は援助を受ける会員が用意する。
例）給食費：保育所220円 幼稚園250円 小学校250円
- ②援助を受ける会員が交通機関を利用する場合は、事前打ち合わせに基づき援助を受ける会員が実費を負担する。
例）市内旅費

■取消料に関する基準

- ①前日までに取消した場合：無料
- ②当日取消した場合で、予めセンターおよび援助を行う会員への連絡をした場合：報酬額の半額
- ③当日無断でとりけしをした場合：報酬額の全額

■援助活動助成金

- ①行った援助活動1時間当たり400円、同一世帯内の2人目以降の子どもに係る助成金は、半額
- ②助成金を受ける提供会員等は援助活動のあった日の属する月の翌月10日までにファミリー・サポート・センター援助活動助成金交付申請書兼請求書を提出する。

事故について

援助活動中に事故があったときは、直ちにセンターに報告し、指示にしたがわなければならない。事業に係る事故に備え補償保険に加入する。

会員の責務

- ・会員は援助活動により知り得た他の会員に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。会員でなくなった後も、同様とする。
- ・会員は、育児の援助を受けるとき、事前打ち合わせによる協議によって決定された援助活動以外の援助を要求してはならない。
- ・育児の援助を行ったとき、規定による報酬以外の報酬を要求してはならない。
- ・援助活動に起因する事故による損害については、当該事故に係る当事者間において解決しなければならない。

除名

- ①会員の年齢が規定要件を欠いたとき。
- ②他の会員の財産、プライバシーを欠いたとき。
- ③公序良俗に反する行為を行ったとき。
- ④センターの運営を妨げ、又はセンターの信頼を失墜させるような行為を行ったとき。

傷害保険について

- ①サービス提供会員傷害保険
- ②依頼子供傷害保険
- ③お見舞金制度

●会員の皆様へ●

- ①病児の預かりはいたしません。37度5分を超えた場合はお預かりできないため、連絡を入れさせていただきます。
- ②会員間の交流事業を行っています。
- ③預ける時は、黙っておいて行くのではなく、わからないながらもお子さんに事情を話しておきましょう。



～安房地域の医療機関～



医科

南房総市

*診療科目については病院にお問い合わせください

名称	電話番号	住所
富浦地区		
生方内科クリニック	0470-33-2219	南房総市富浦町原岡137-1
原診療所	0470-33-4065	南房総市富浦町原岡 228-1
富山地区		
南房総市立富山国保病院	0470-58-0301	南房総市平久里中1410-1
若林医院	0470-57-2538	南房総市市部 155-12
三芳地区		
南房総ファミリアクリニック	0470-20-6171	南房総市本織43-1
三芳病院	0470-36-2311	南房総市本織 47
白浜地区		
白浜中央医院	0470-38-2751	南房総市白浜町白浜2887-1
和穎医院	0470-38-2313	南房総市白浜町白浜 2666-3
千倉地区		
鈴木医院	0470-44-1010	南房総市千倉町白子 1812
七浦診療所	0470-40-3330	南房総市千倉町大川 638
野崎医院	0470-44-5222	南房総市千倉町北朝夷 2319-1
花の谷クリニック	0470-44-5303	南房総市千倉町白子 2446
松永医院	0470-44-0385	南房総市千倉町平舘 764-1
丸山地区		
青木内科クリニック	0470-46-2012	南房総市安馬谷 2071
石井クリニック	0470-40-5311	南房総市白子 2131
和田地区		
中原病院	0470-47-2021	南房総市和田町仁我浦 19-1
間宮医院	0470-47-2039	南房総市和田町仁我浦 123

鴨川市

名称	電話番号	住所
石川外科内科クリニック	04-7092-5210	鴨川市横渚 1056-3
伊藤胃腸科クリニック	04-7092-2231	鴨川市横渚 697
エビハラ病院	04-7093-2626	鴨川市太海 630-10
小田病院	04-7092-1128	鴨川市横渚 880
亀田クリニック	04-7099-2211	鴨川市東町 1344
亀田総合病院	04-7092-2211	鴨川市東町 929
亀田リハビリテーション病院	04-7093-1400	鴨川市東町 975-2
鴨川市立国保病院	04-7097-1221	鴨川市宮山 233
川邊整形外科クリニック	04-7092-3100	鴨川市横渚 267-1
黒野医院	04-7094-0383	鴨川市天津 1124
東条病院	04-7092-1207	鴨川市広場 1615
東条メンタルホスピタル	04-7092-2138	鴨川広場 1338
長谷川医院	04-7092-0189	鴨川市太海 2008
前川小児科クリニック	04-7093-0366	鴨川市貝渚 136-1
ふぁみーゆ耳鼻咽喉科クリニック	04-7093-3422	鴨川市横渚 1103-8
真木クリニック	04-7096-0070	鴨川市西江見 131

館山市

名称	電話番号	住所
あいクリニック	0470-29-5535	館山市上真倉344-1
青柳内科クリニック	0470-22-2500	館山市高井177-2
赤門整形外科内科	0470-22-0008	館山市沼1619
天野クリニック	0470-20-5955	館山市正木795-1
安房地域医療センター	0470-25-5111	館山市山本 1155
伊賀整形外科クリニック	0470-22-1180	館山市北条2198-3
太田整形外科医院	0470-28-5500	館山市北条1866-4

亀田ファミリークリニック館山	0470-20-5520	館山市正木4304-9
貴家医院	0470-22-3323	館山市北条1778
清川医院	0470-23-7731	館山市北条 1548
黒川医院	0470-22-0520	館山市沼888
九重鈴木医院	0470-22-9131	館山市藺168-1
このみクリニック	0470-29-7070	館山市北条2549-14
小林病院	0470-27-3811	館山市船形909
佐伯医院	0470-22-0489	館山市北条 2308-7
佐々木皮膚科	0470-22-1748	館山市北条2578
耳鼻咽喉科白幡医院	0470-22-0381	館山市北条 1708-5
しろやまいたみのクリニック	0470-29-3964	館山市長須賀 309-1
鈴木内科クリニック	0470-22-8880	館山市館山 809-2
そうさん耳鼻咽喉科クリニック	0470-20-2020	館山市北条 1355-40
たかはし内科小児科クリニック	0470-29-7501	館山市北条 1898-1
たてやま循環器内科外科	0470-20-1102	館山市北条2416-30
たてやま整形外科クリニック	0470-25-1114	館山市安布里 229
館山病院	0470-22-1122	館山市北条520-1
館山メンタルクリニック	0470-23-0815	館山市北条2181-3平嶋ビル1F
たてやま友愛クリニック	0470-20-1200	館山市北条 1355-40
田村病院	0470-22-1370	館山市館山 183
つじ泌尿器科クリニック	470-20-55560	館山市正木795-1
西岬診療所	0470-29-0030	館山市早物28
野原皮膚科内科医院	0470-22-0333	館山市北条1888
原クリニック	0470-24-5711	館山市長須賀 515
平野眼科	0470-27-3636	館山市船形443
ファミリー産院たてやま	0470-24-1135	館山市北条 2186-1
北条クリニック	0470-23-2068	館山市北条1096-1
北条病院	0470-23-1966	館山市北条1089

メロンクリニック	0470-29-5883	館山市北条1858-11
メンタルヘルスケアみなとクリニック	0470-29-7511	館山市正木 1088-1
和田眼科医院	0470-22-6311	館山市北条 2578-27

鋸南町

名称	電話番号	住所
勝山クリニック	0470-55-2138	安房郡鋸南町勝山319
鋸南町国民健康保険鋸南病院	0470-55-2125	安房郡鋸南町保田359
鋸南やまだ内科	0470-50-1155	安房郡鋸南町保田28-1
保田診療所	0470-55-4522	安房郡鋸南町保田576-1



歯科医師会会員歯科



南房総市

名称	電話番号
富浦地区	
こばやかわ歯科	0470-33-2950
出口歯科医院	0470-33-2152
三芳地区	
岡山歯科医院	0470-36-2515
オダキ歯科	0470-36-3411
白浜地区	
水島歯科医院	0470-38-2622
千倉地区	
小原歯科医院	0470-44-0525
小林歯科医院	0470-44-2374
山本歯科医院	0470-44-0021
和田地区	
中原歯科医院	0470-47-3301
みなみはら歯科診療所	0470-47-5550

鴨川市

名称	電話番号
池田歯科医院	04-7094-1401
鴨川国保病院	04-7097-1221
鴨川歯科室	04-7092-1522
亀田クリニック	04-7099-1118
ながさ歯科医院	04-7099-8020
中嶋歯科医院	04-7092-5511
のぞみ歯科医院	04-7093-6176

館山市

名称	電話番号
林歯科矯正 歯科医院	0470-22-0187
堀口歯科医院	0470-23-6145
三浦歯科医院	0470-27-6183
本橋歯科医院	0470-28-1300
森歯科医院	0470-22-9885
やまわき歯科医院	0470-22-4430
吉川歯科医院	0470-22-1182
和田歯科医院	0470-22-5333
わたひき歯科医院	0470-24-4180
青山歯科医院	0470-20-1188
太田歯科医院	0470-22-7171
金子歯科医院	0470-23-5085
観音寺歯科診療所	0470-23-5050
佐々木歯科 口腔顎顔面ケア クリニック	0470-24-8001
歯科北条診療所	0470-22-0888
館山病院	0470-25-3555
友野歯科医院	0470-23-8811

鋸南町

名称	電話番号
いけだ歯科医院	0470-55-1919
川崎歯科医院	0470-55-1054
鋸南歯科クリニック	0470-55-1565
森永歯科医院	0470-55-0229

～公共施設～



公共施設リスト

■申請や相談窓口はこちら

子育てハンドブックに掲載されている公共施設、保育所（園）等を紹介しています。

名称	所在地	電話番号
市民課	南房総市富浦町青木28番地	0470-33-1051
保険年金課		0470-33-1060
健康推進課	南房総市谷向116番地2 (三芳保健福祉センター内)	0470-36-1154
社会福祉課	南房総市谷向100番地	0470-36-1151
子ども教育課（教育係） （児童福祉係）	南房総市岩糸2489番地	0470-46-2966
子ども家庭支援室（支援係） （保健係）		0470-46-2936
		0470-46-2957
		0470-46-3112
富山地域センター	南房総市久枝327番地	0470-57-2511
三芳地域センター	南房総市谷向100番地	0470-36-2111
白浜地域センター	南房総市白浜町白浜3467番地1	0470-38-3111
朝夷行政センター	南房総市千倉町瀬戸2296番地6	0470-44-1111
丸山地域センター	南房総市岩糸2489番地	0470-46-3111
和田地域センター	南房総市和田町仁我浦206番地	0470-47-3111
富浦保育所	南房総市富浦町深名710番地1	0470-33-4581
富山保育所	南房総市合戸22番地1	0470-57-3335
三芳保育所	南房総市明石20番地	0470-29-5611
千倉保育所	南房総市千倉町南朝夷1400番地	0470-44-0703
嶺南保育所	南房総市杵見2705番地	0470-46-2002
白鳩保育園	南房総市竹内180番地	0470-57-2173
幼保連携型認定こども園 こどもの森	南房総市白浜町白浜2224番地	0470-38-2140
白浜東部保育園	南房総市白浜町白浜7098番地	0470-38-2174
ゆうひが丘保育園	南房総市千倉町北朝夷1859番地1	0470-44-1988
南房総市大房岬自然の家	南房総市富浦町多田良1212番地23	0470-33-4561
安房健康福祉センター (安房保健所)	館山市北条1093番地1	0470-22-4511
安房地域生活支援センター	南房総市谷向166番地2	0470-36-4888
ふる里学舎和田浦	南房総市和田町黒岩1190番地1	0470-40-7227
千葉県発達障害者 支援センター CAS(きゃす)	千葉県中央区中央2丁目9-8 千葉広小路ビル601号室	043-227-8557
子ども家庭支援センターオレンジ	南房総市安馬谷2043	0470-28-4288
NPO法人 たからばこ みんなの森	南房総市本織736番地2	0470-28-4710

南房総市ホームページ (<http://www.city.minamiboso.chiba.jp/>)



～災害に備えて～

防災に関する問い合わせは、消防防災課 ☎ 0470-33-1052

1 災害に備えて

普段から持ち歩いておくことで外出時に被災した場合に役立ちます。片手で持てるくらいの大きさにまとめるとよいでしょう。

地震以外にも困った時に使えるので、是非、持ち歩くようにしましょう。

- ☐ 母子健康手帳
- ☐ 飲料水（ミルク用）
- ☐ 粉ミルク
- ☐ プラスチック製哺乳瓶
- ☐ 非常食（菓子など）
- ☐ 保険証のコピー
- ☐ 通帳等貴重品の控え
- ☐ 携帯ラジオ
- ☐ 家族との災害時の取り決めメモ
- ☐ 懐中電灯
- ☐ ビニール袋
- ☐ 呼び笛
- ☐ ウエットティッシュ
- ☐ 携帯トイレ
- ☐ 歯ブラシ

＜うちにはコレも＞

- ☐ モバイルバッテリー
- ☐
- ☐

- ・子どもの持病等を考慮して、薬や食料を用意しましょう。
- ・家族分の常備薬（お薬手帳などお薬の効能や内容がわかるもの）も用意しておきましょう。
- ・子どものお気に入りのおもちゃや毛布は、被災後の情緒を安定させるために役立ちます。
- ・携帯電話の電源がなくなったときのために、住所録のメモがあるとよいでしょう。

2 いざというときの心構え

①地震のときはまず、赤ちゃんの頭をガード。周りに倒れてくるものがない場所に避難を。

大人がパニックになりそうになったら、あわてず深呼吸して冷静になりましょう。

②地震のゆれが一度落ち着いたら、火を消して玄関やドアなど出口を確保します。

③ラジオやテレビで正しい情報を聞いて、今後の行動を冷静に判断しましょう。

④避難するときは、持ち出し用のリュックを背負い、片腕に赤ちゃんをだっこ。もう片腕には赤ちゃん用バッグを持って、必ず靴を履いて出かけましょう。

※上の子がいれば、子ども用リュックのほかにも、お菓子などを入れたポケットつきのベストなどを着せても。

※保育所等に預けている人は、先生と連絡の取り方について確認しておきましょう。

※避難するタイミングや避難場所などを事前にご家族で話し合っておきましょう。状況によっては、在宅避難も考えてみましょう。

3 災害時の情報は・・・

南房総市では、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを目指して、複数メディア一斉情報配信サービスを開始しています。

このサービスにより防災行政無線、安全安心メール、市公式ホームページに加え、市公式LINE、X（旧Twitter）やFacebookを通じて重要な防災・減災情報を同時にお届けします。

南房総市安全安心メール

登録メールアドレス「bousai.minamiboso-city@raidan3.ktaiwork.jp」へ空メールを送信



南房総市安全安心メール二次元コード

南房総市公式 LINE

アカウント名：南房総市

LINE ID：@city_minamiboso

URL：https://lin.ee/qxQgF6I



南房総市公式 LINE 二次元コード

南房総市 X（旧 Twitter）

アカウント名：南房総市広報

ユーザーID：@minamiboso_koho

URL：https://twitter.com/minamiboso_koho



南房総市 X（旧 Twitter）二次元コード

南房総市 Facebook

アカウント名：千葉県南房総市

URL：https://www.facebook.com/minamibosocity



南房総市 Facebook 二次元コード

